

令和3年度 成年後見制度に関する実態把握調査結果

令和3年12月

ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

新潟県社会福祉協議会

《 も く じ 》

- 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

- 令和3年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果・・・・4

- 令和3年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果・・・・18

- 令和3年度社協における権利擁護事業実施状況調査の結果・・・・・・・・31

調査の概要

1 目的

県内における成年後見制度の取組み状況の把握

2 実施主体

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

3 調査の種類、目的、対象等

(1) 令和3年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査

目的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見事件の状況把握
対象	新潟家庭裁判所(1カ所)
実施方法	郵送による依頼とファクスによる回収
発送数	1
回収数	1

(2) 令和3年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査

目的	新潟県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対象	新潟県内の市町村行政(30市町村)
実施方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

(3) 令和3年度社協における権利擁護事業実施状況調査

目的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における権利擁護事業への取組み状況の把握
対象	新潟県内の市町村社会福祉協議会(30社協)
実施方法	メール等による依頼及びメール等による回収
発送数	30
回収数	30

4 調査期間

令和3年8月3日～31日

5 調査結果の概要

①令和3年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果について

- 令和2年の成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は937件(前年比6件減)。
- 令和2年の申立人については、本人が一番多く223件。
- 令和2年の市町村長申立件数は178件^{※1}(前年比18件増)。
- 令和2年の主な申立て動機は預貯金等の管理・解約が一番多く711件。
- 令和2年の成年後見人等と本人との関係別選任件数は、親族後見人^{※2}選任件数が178件(前年比21件減)、第三者後見人^{※3}選任件数が746件(前年比43件減)となり、平成25年以降、第三者後見人の選任件数が親族後見人の選任件数を上回っている。
- 令和3年6月30日時点の成年後見制度利用者数は5,207人(前年比298人増)で、本調査開始(平成26年)以降、年々増加している。

②令和3年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果について

- 29市町村において成年後見制度利用支援事業「申立てに要する経費の助成」を実施しており、また、全ての市町村において成年後見制度利用支援事業「後見人等への報酬助成」を実施している。「申立てに要する経費の助成」については11市町村が、「後見人等への報酬の助成」については3市町村が助成対象者を「市町村長申立」に限定している。「申立てに要する経費の助成」「後見人等への報酬助成」ともに全ての実施市町村が「後見」「保佐」「補助」の3類型を助成対象とする一方、「任意後見」「後見監督」を対象としている市町村はない。
- 令和2年度は成年後見制度利用支援事業の「申立てに要する経費の助成」について、県内全体で11,192千円の予算額に対して1,950千円の執行額となっており、「後見人等への報酬の助成」については県内全体で243,102千円の予算額に対し、196,505千円の執行額となっている。
- 市町村長申立について、令和2年度において26市町村で合計204件^{※1}(高齢福祉担当課168件、障害福祉担当課36件)の申立てがあった一方で、4市町村では市町村長申立の実績がなかった。また、申立書類に候補者を記載した件数は、高齢福祉担当課106件(63.1%)、障害福祉担当課11件(30.6%)となっている。
- 市町村長申立にあたって実施する親族調査の範囲について、27市町村が「2親等まで」としている一方で、2市町村が「4親等まで」とし、1市町村が「2親等までであるが、状況により4親等まで」としている。
- 令和3年度に「市民後見推進に関する事業」は6市町村が実施、「成年後見制度法人後見支援事業」は11市町村が実施する。
- 市町村において市民後見人養成研修を修了した人数は6カ所で合計337人。そのうち、「現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」が2カ所で20人、「現在、法人後見実施団体の嘱託職員等(法人後見支援員)として活動している人」が3カ所で94人、「現在、社協の日常生活自立支援事業の嘱託職員等(生活支援員)として活動している人」が5カ所で22人となっている。

③令和3年度社協における権利擁護事業実施状況調査の結果について

- 県内30市町村社協のうち、20社協が権利擁護センター等^{※4}を設置している。
- 県内社協の権利擁護事業への取組状況は、広報17社協、相談13社協、利用促進16社協、後見人支援10社協、その他(法人後見や日常生活自立支援事業の実施など)30社協となっている。
- 権利擁護事業に係る財源として、9社協が「委託金(日常生活自立支援事業を除く)」を充て、4社協が「補助金」を充て、19社協が「自主財源」を充てている。
- 地域連携ネットワークにおける協議体等を運営又は参加している20社協のうち、2社協が「市町村が設置する地域連携ネットワークにおける協議体」に参加、20社協が「法人後見運営委員会」を運営、6社協が「成年後見制度利用促進に関する検討会やプロジェクトチーム等のネットワーク」に参加している。
- 法人後見事業を実施している20社協(前年比2社協増)で、これまでに合計332件(前年比54件増)の受任実績があり、そのうち98件は既に終了しているため、現在は234件(前年比27件増)を受任している。
- 法人後見実施社協における成年被後見人等との受任前の関わりについて、「受任前の関わりはない」(77件)を除くと、「介護保険、障害福祉サービスの利用者」が73件(31.2%)と一番多く、次いで、「日常生活自立支援事業の利用者」が68件(29.1%)となっている。
- 4社協が法人後見支援員を雇用しており、104人が法人後見支援員として活動している。
- 法人後見支援員を雇用していない16社協のうち、「雇用する必要性を感じない」が4社協と一番多く、次いで、「雇用を検討している」が3社協、「雇用する予定である」が2社協となっている。
- 法人後見事業について検討中または未実施の10社協のうち、「法人後見実施の認可申請済み」が1社協、「法人後見事業を実施する予定はない」が9社協となっている。

※1:「令和3年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果」と「令和3年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果」における市町村長申立件数に相違があるのは、新潟家庭裁判所では集計が暦年であるのに対し、市町村での集計が年度となっているため。

※2:「親族後見人」とは、親族(配偶者・子・兄弟姉妹等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称。

※3:「第三者後見人」とは、親族以外(弁護士・司法書士・社会福祉士・社会福祉協議会等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称。

※4:「権利擁護センター等」とは、下記の2点いずれにも該当するところ。(全国社会福祉協議会が令和3年11月に実施した「社協における成年後見の取り組み状況に係る調査」におけるものと同じ内容の機関を指す)

①センターの設置要綱、運営要綱、事業実施要領、法人後見の実施要綱のいずれかを制定している(センター運営の委託元の行政等が制定している場合も含む)

②センターで法人後見を実施している、または、法人後見の受任体制を構築済みである、または、市民後見人の養成・活動支援を実施している

令和3年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果

【調査概要】

目的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見関係事件の状況把握
対象	新潟家庭裁判所 (新潟家庭裁判所本庁、三条支部、新発田支部、長岡支部、高田支部、佐渡支部、十日町出張所)
調査時期	令和3年8月3日から8月31日
調査方法	郵便による依頼とファクスによる回収
発送数	1
回収数	1

※ 本年度以前の数値は過去に本会が実施した調査結果を引用。

※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は少数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

【定義】

成年後見人等	成年後見人、任意後見人、保佐人、補助人の総称
成年被後見人等	成年被後見人、任意被後見人、被保佐人、被補助人の総称
親族後見人	親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族)で本人の成年後見人等に選任された者の総称
第三者後見人	親族以外(弁護士、司法書士、社会福祉士、その他)で本人の成年後見人等に選任された者の総称

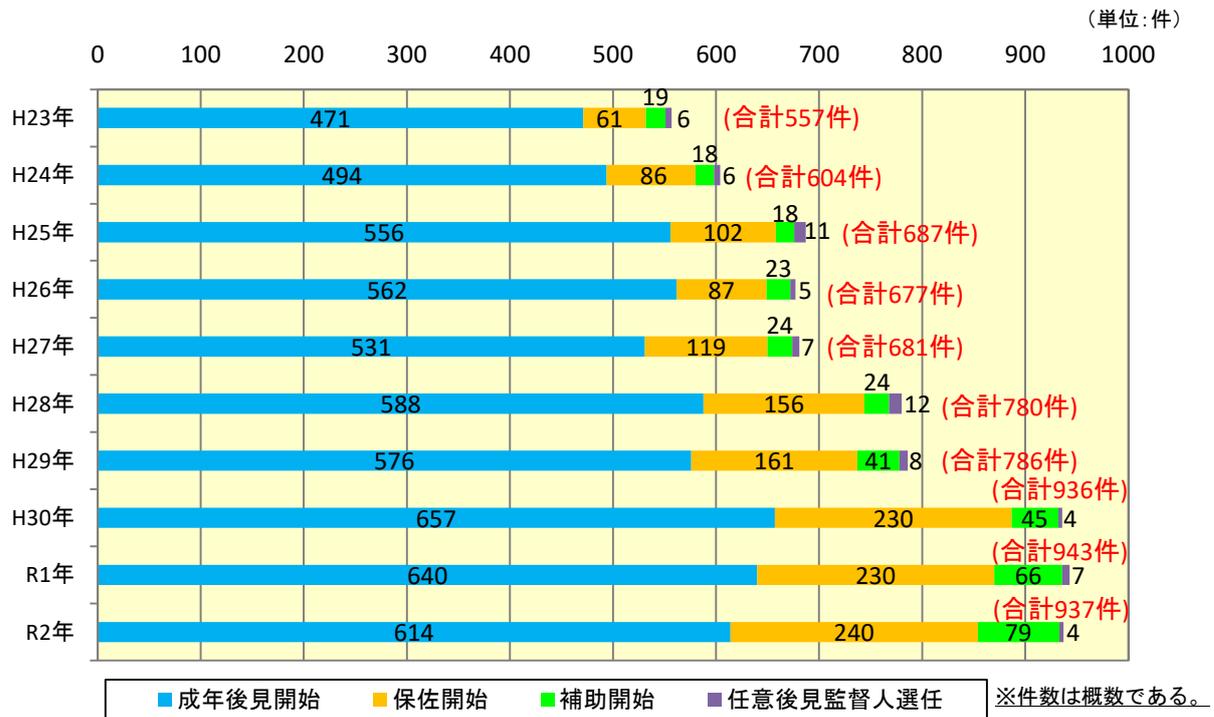
【新潟家庭裁判所支部別の管轄市町村】

新潟家庭裁判所本庁	新潟市、燕市(旧吉田町)、五泉市、阿賀町、弥彦村
三条支部	三条市、加茂市、燕市(旧燕市、旧分水町)、田上町
新発田支部	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
長岡支部	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村
高田支部	上越市、糸魚川市、妙高市、十日町市(旧松代町、旧松之山町)
佐渡支部	佐渡市
十日町出張所	十日町市(旧十日町市、旧川西町、旧中里村)、津南町

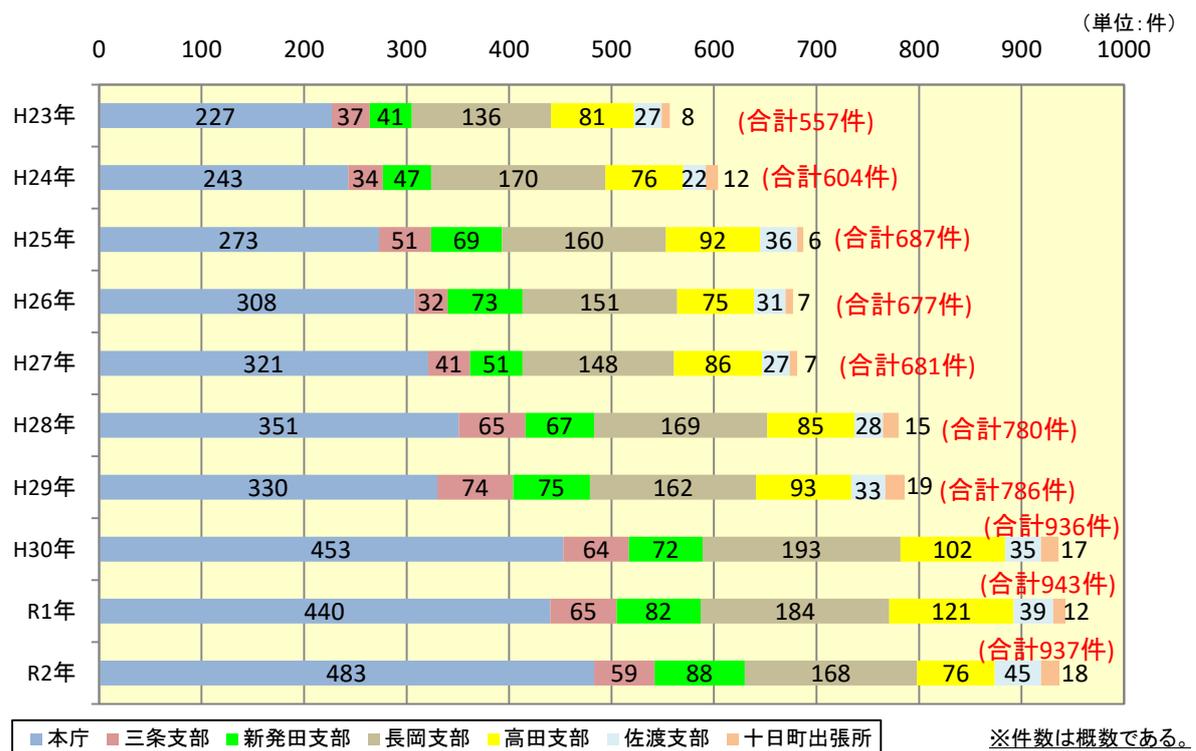
1 成年後見関係事件の申立件数の推移

※ ここで言う「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のこと。

- 令和2年の成年後見関係事件の申立件数は937件で、前年に比べて6件減少した。(後見開始では前年比26件の減、保佐開始では前年比10件の増、補助開始では前年比13件の増、任意後見監督人選任では前年比3件の減。)
- 令和2年の成年後見関係事件の申立件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で483件(前年比43件増)と一番多く、次いで長岡支部管内で168件(前年比16件減)、新発田支部管内で88件(前年比6件増)、高田支部管内で76件(前年比45件減)、三条支部管内で59件(前年比6件減)、佐渡支部管内で45件(前年比6件増)、十日町出張所管内で18件(前年比6件増)となっている。

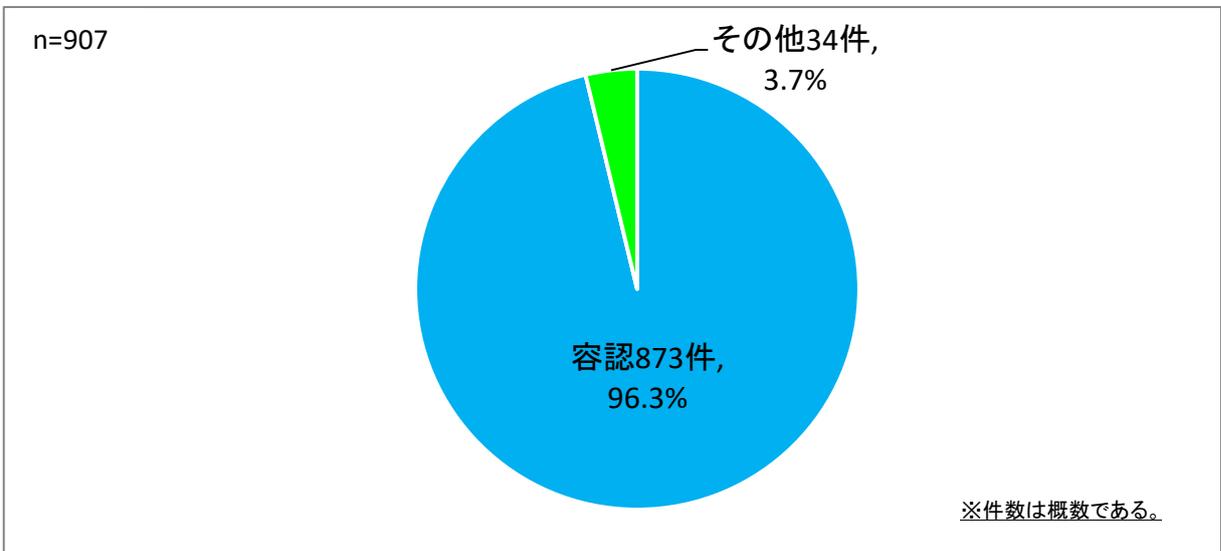


《本庁・支部・出張所別件数》

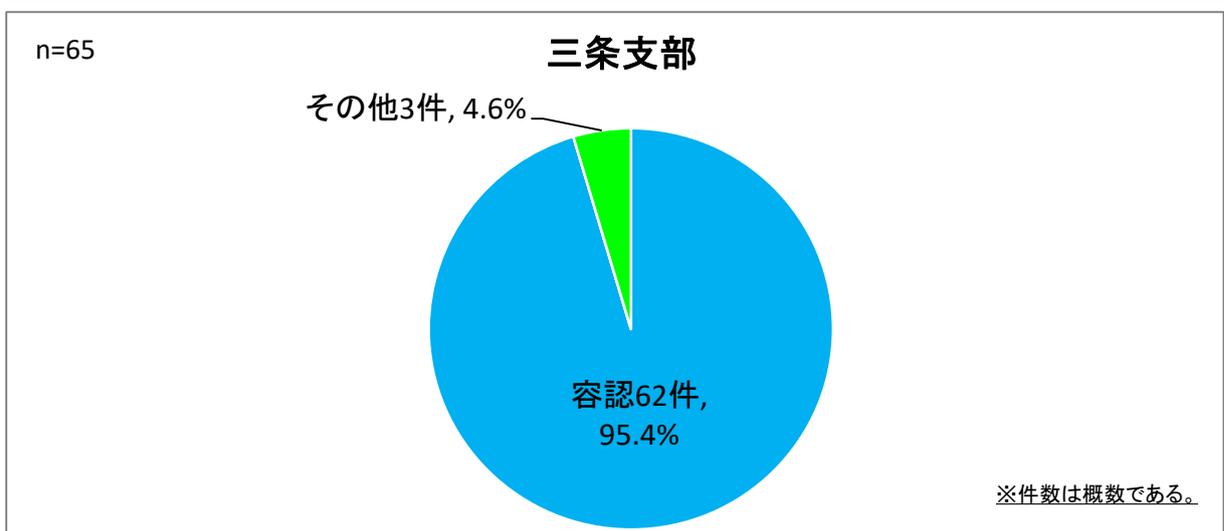
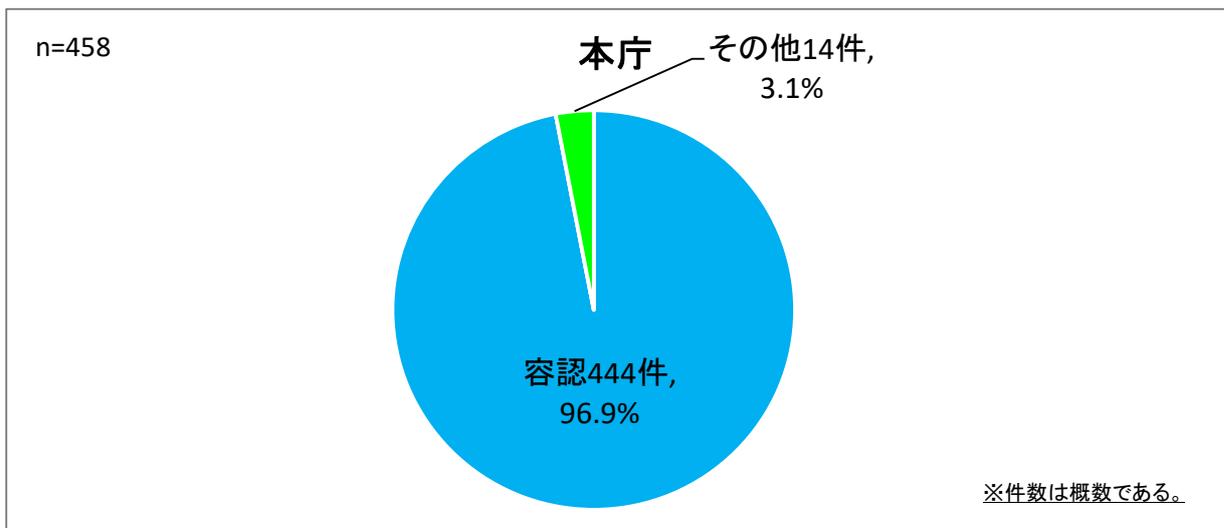


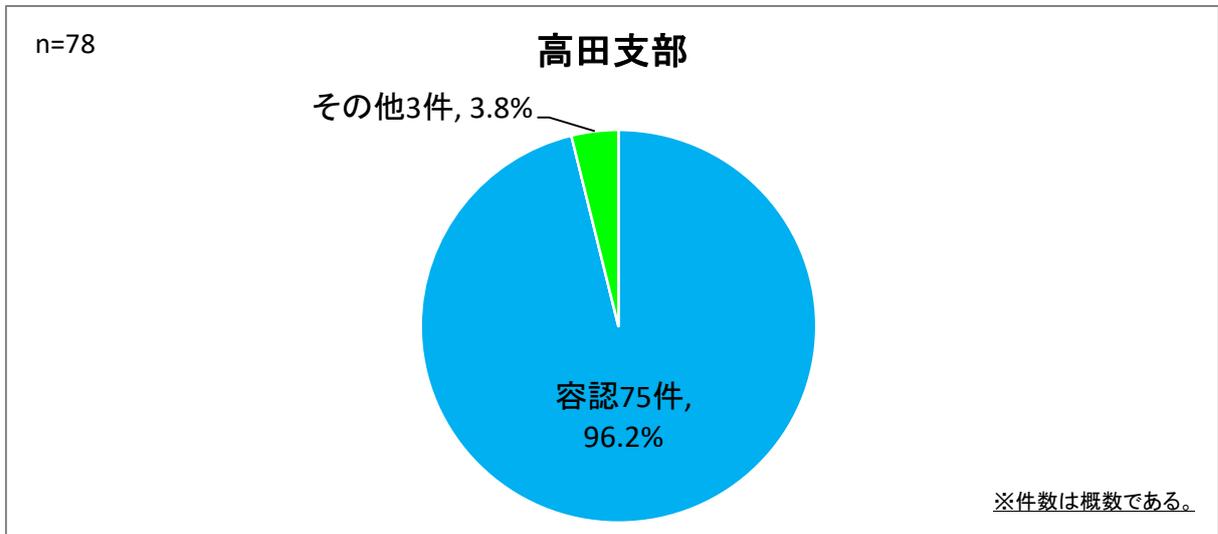
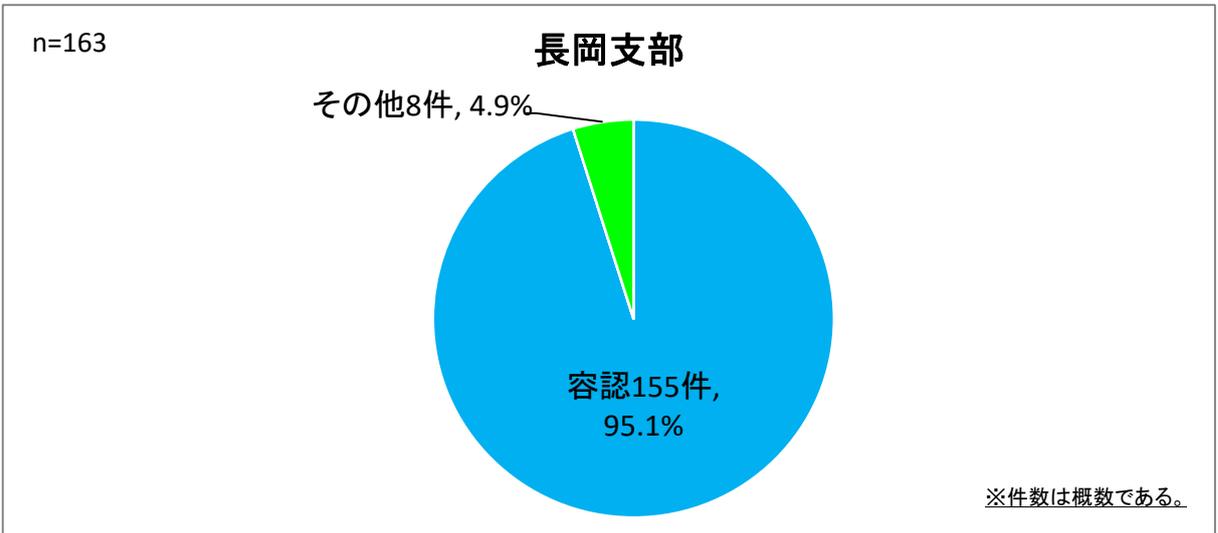
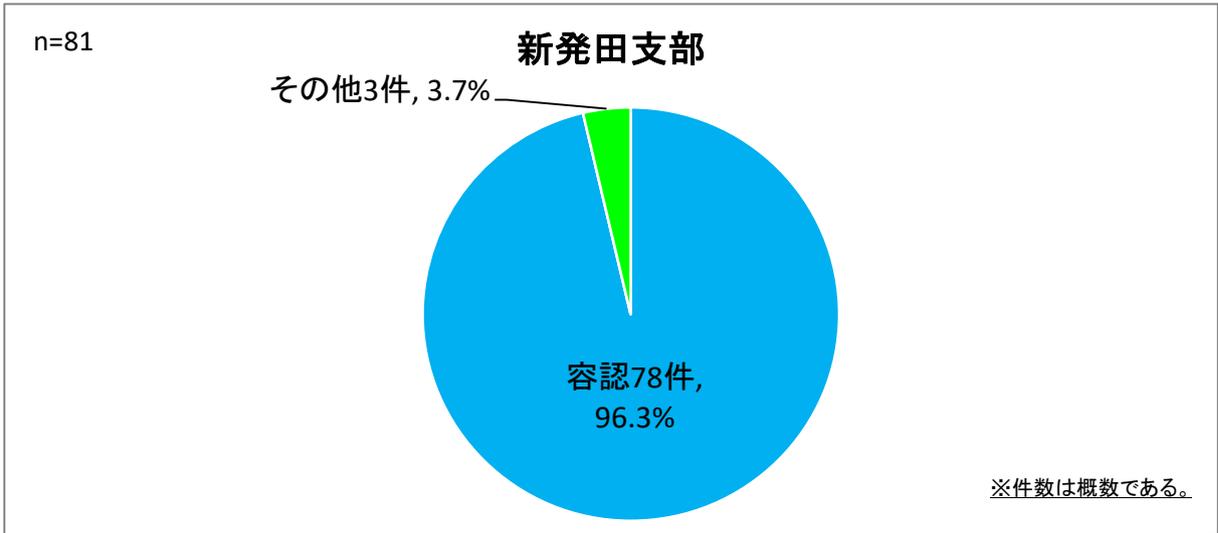
2 令和2年における終局区分別件数

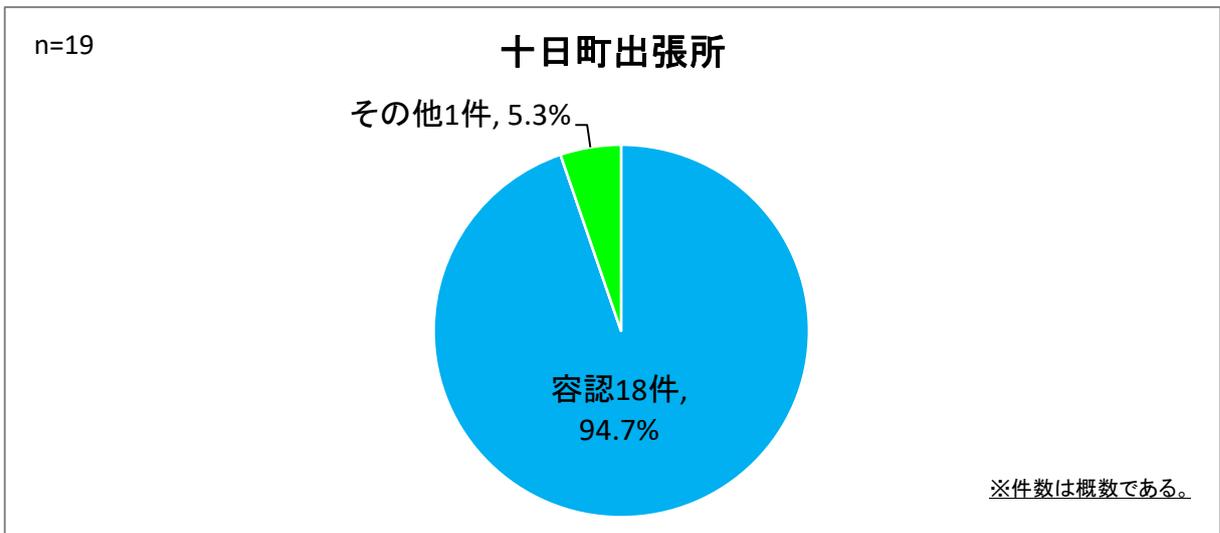
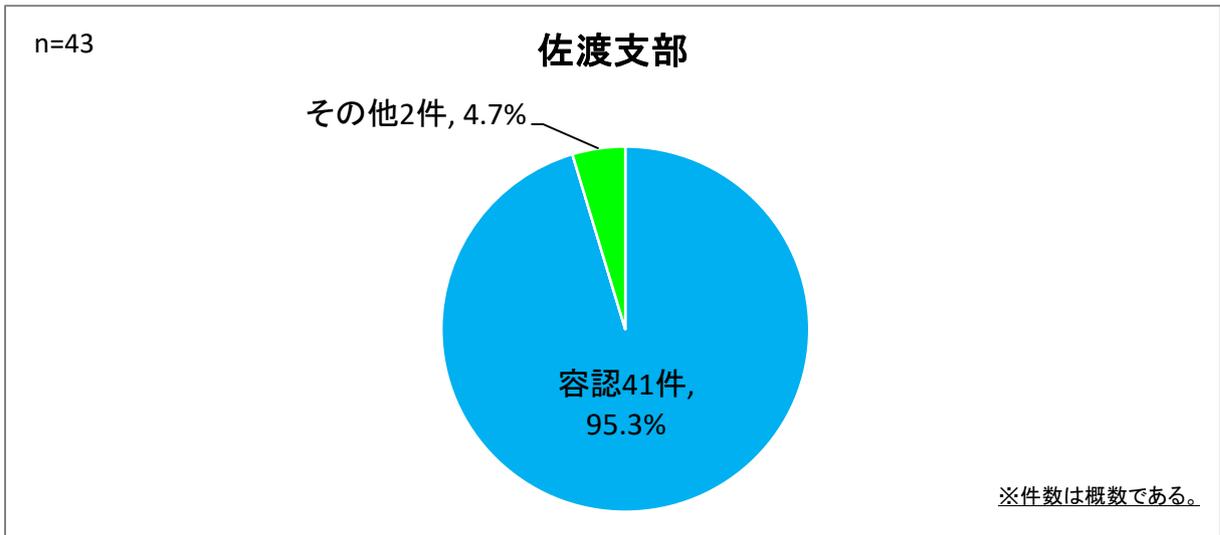
- 成年後見関係事件の終局事件合計907件のうち、「容認」で終局したものは873件(96.3%)である。
- 成年後見関係事件の終局事件のうち、「容認」で終局した件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で444件(96.9%)と一番多く、次いで長岡支部管内で155件(95.1%)、新発田支部高田支部管内で78件(96.3%)、高田支部管内で75件(96.2%)、三条支部管内で62件(95.4%)、佐渡支部管内で41件(95.3%)、十日町出張所管内で18件(94.7%)となっている。



《本庁・支部・出張所別件数》

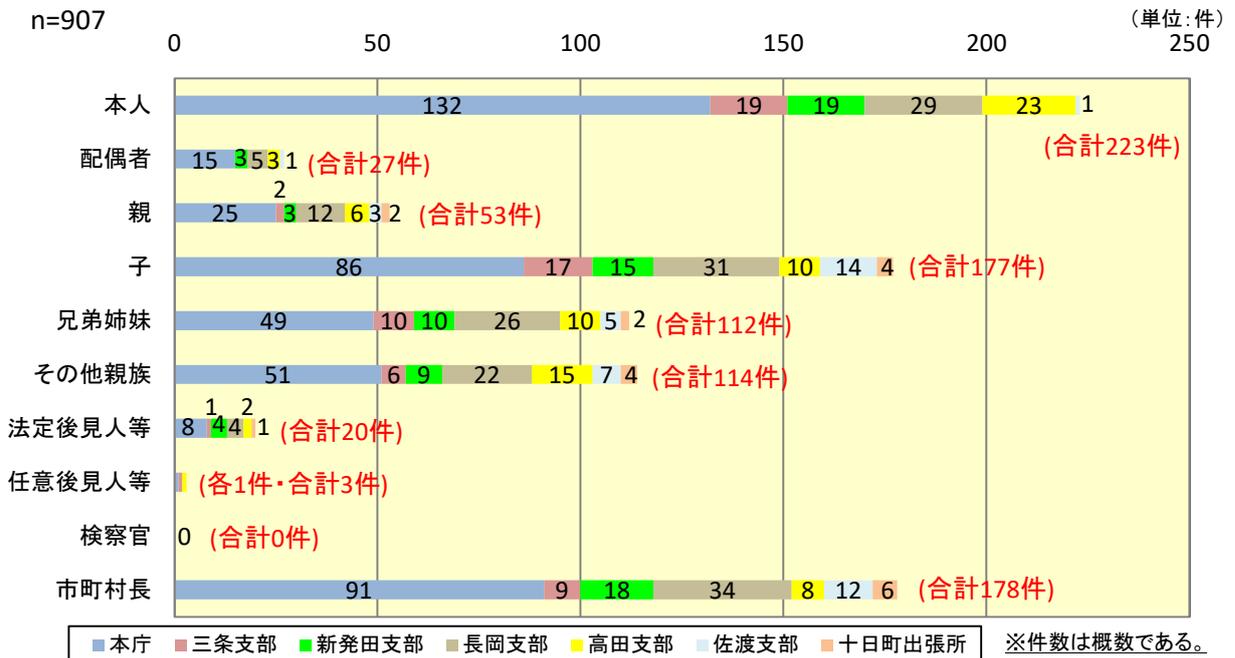






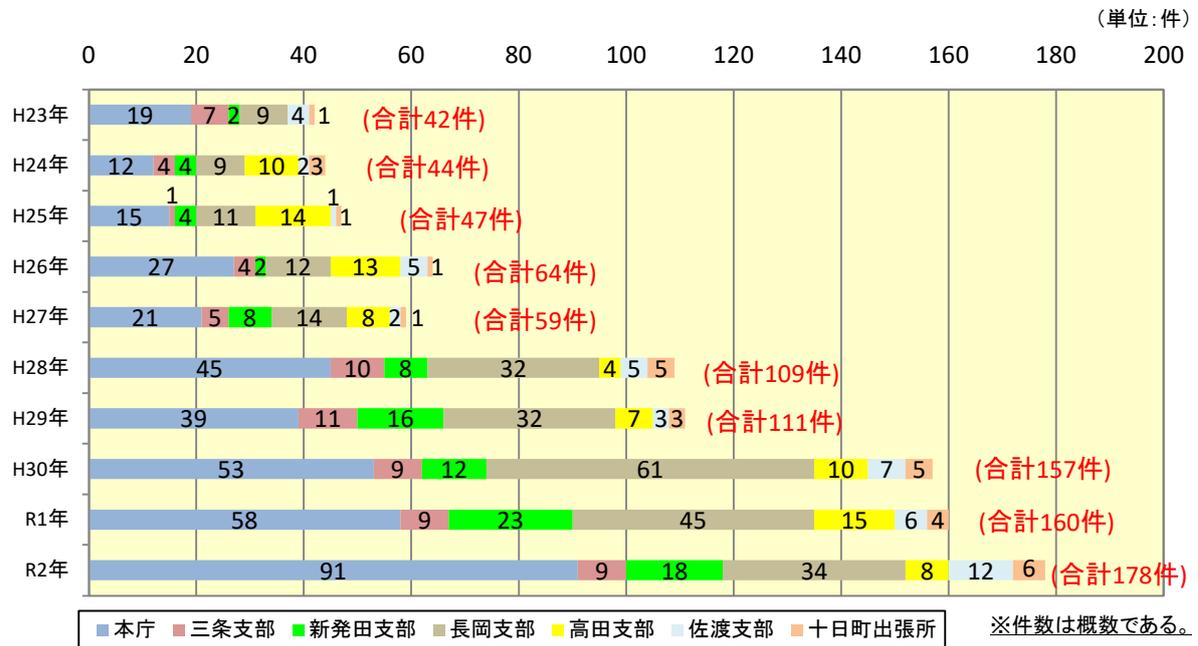
3 申立人の属性

➤ 令和2年の申立人と本人との関係については、本人が一番多く223件、次いで市町村長178件、本人の子177件、その他親族114件、兄弟姉妹112件となっている。



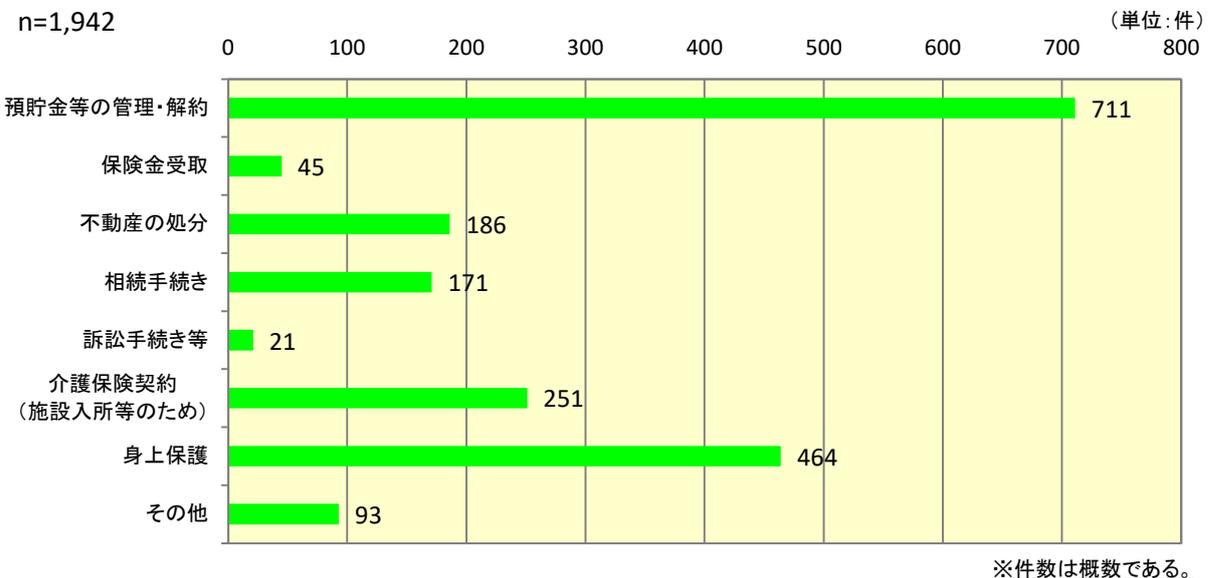
4 市町村長申立件数の推移

- 令和2年の市町村長申立件数は178件で、前年と比べて18件増加した。
- 令和2年の市町村長申立件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で91件(前年比33件増)と一番多く、次いで長岡支部管内で34件(前年比11件減)、新発田支部管内で18件(前年比5件減)、佐渡支部管内で12件(前年比6件増)、三条支部管内で9件(前年比増減0件)、高田支部管内で8件(前年比7件減)、十日町出張所管内で6件(前年比2件増)となっている。

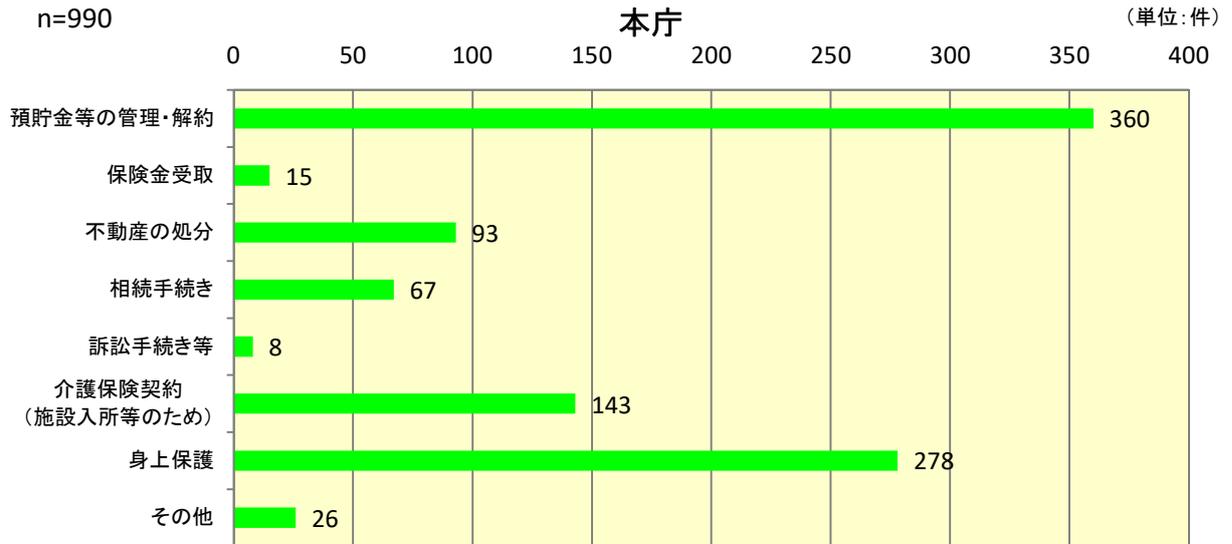


5 申立ての主な動機

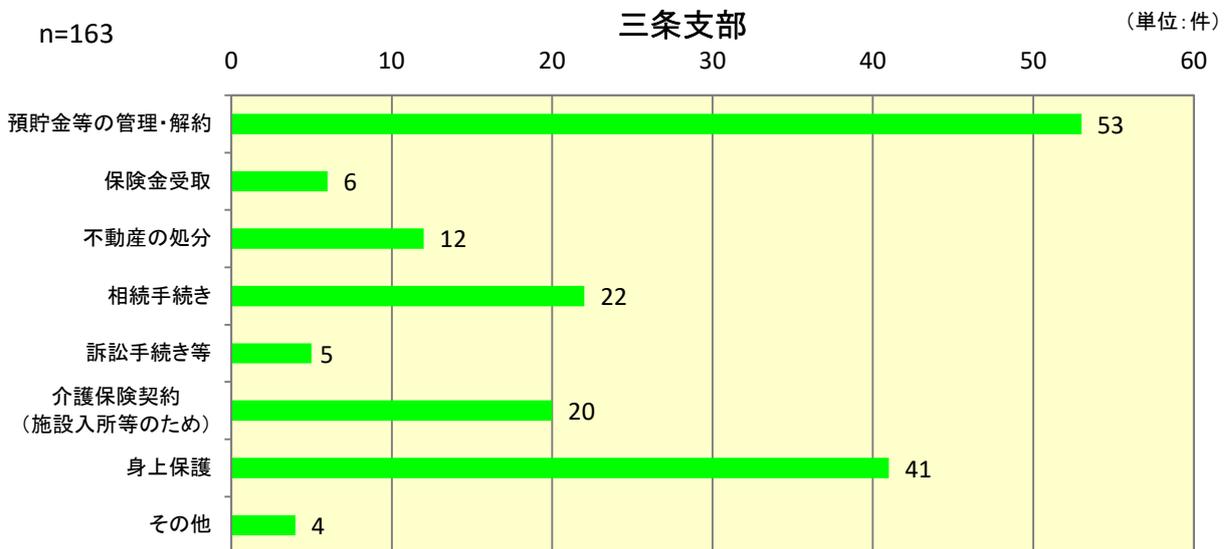
- 令和2年の成年後見関係事件の主な申立の動機としては、「預貯金等の管理・解約」が一番多く711件となっており、次いで、「身上保護」が464件となっている。



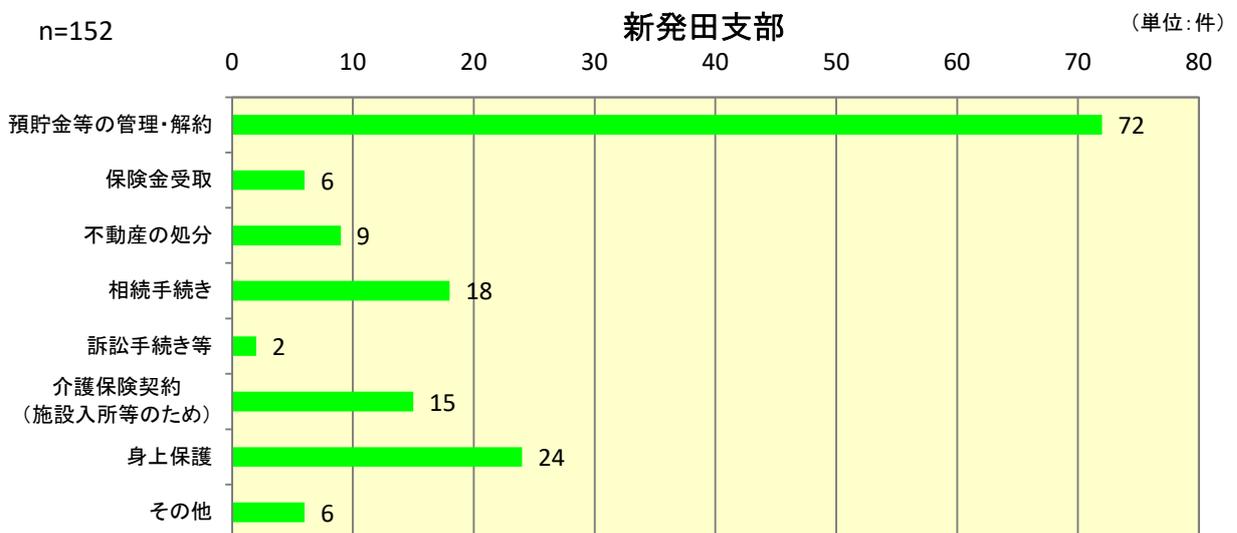
《本庁・支部・出張所別件数》



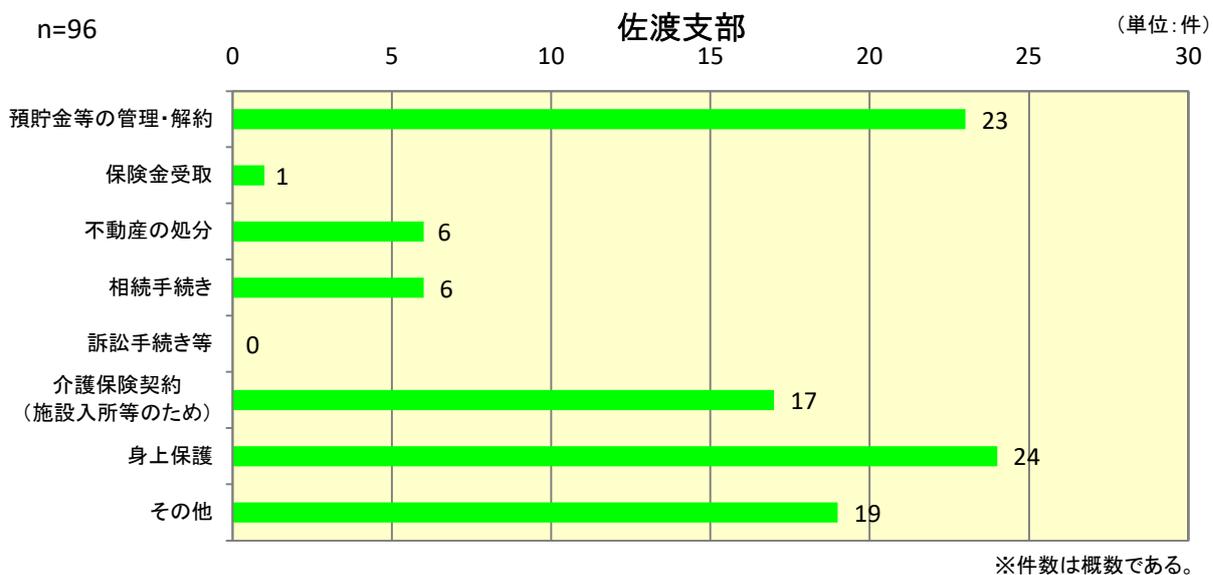
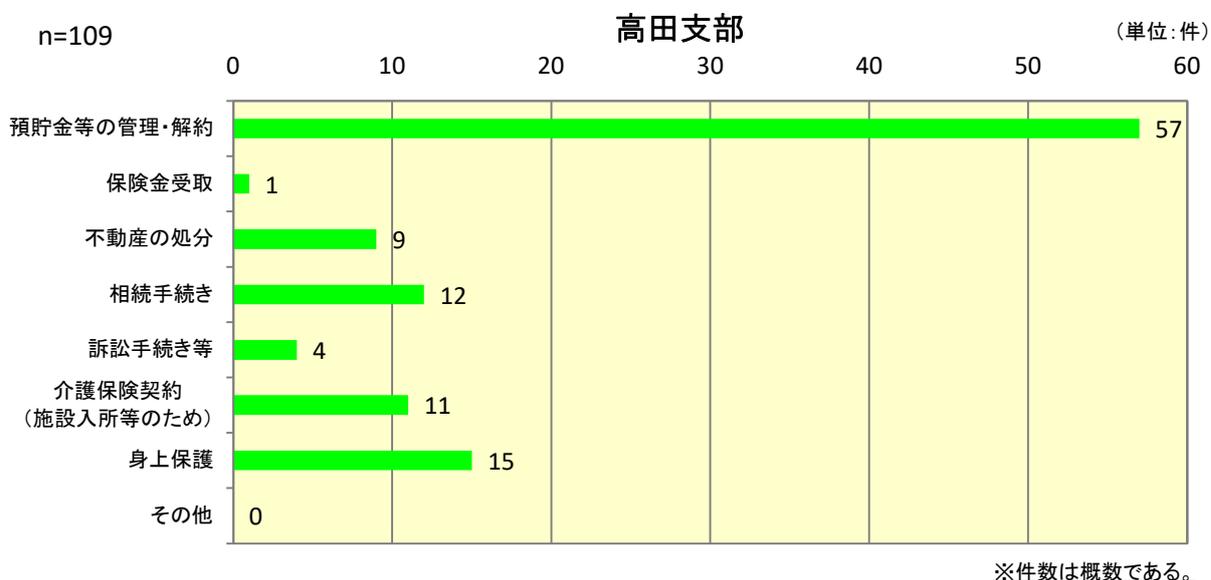
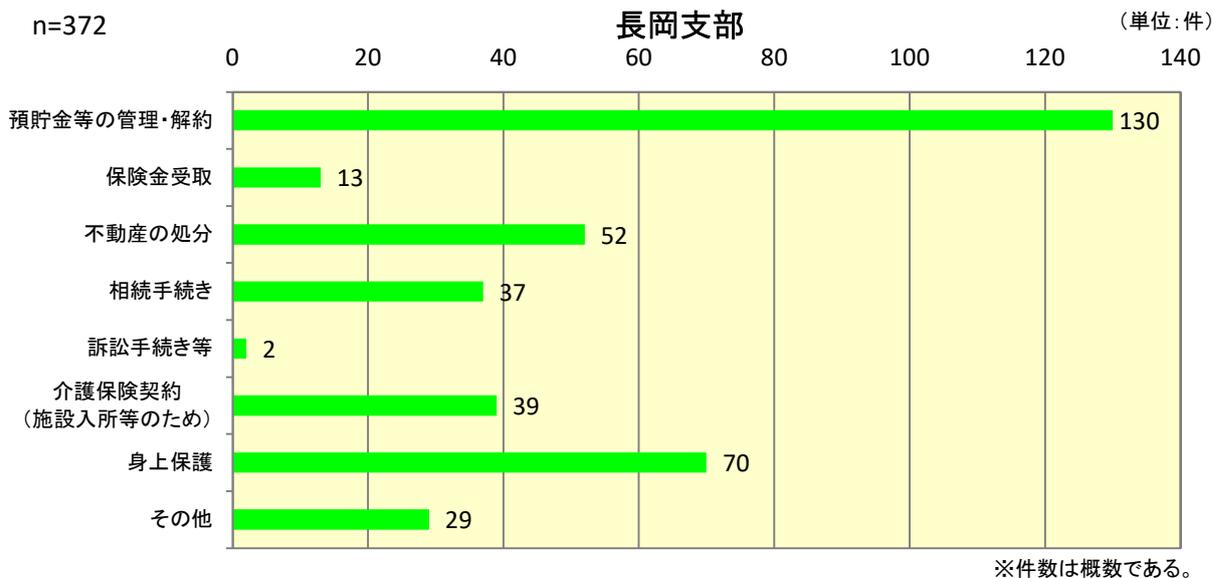
※件数は概数である。

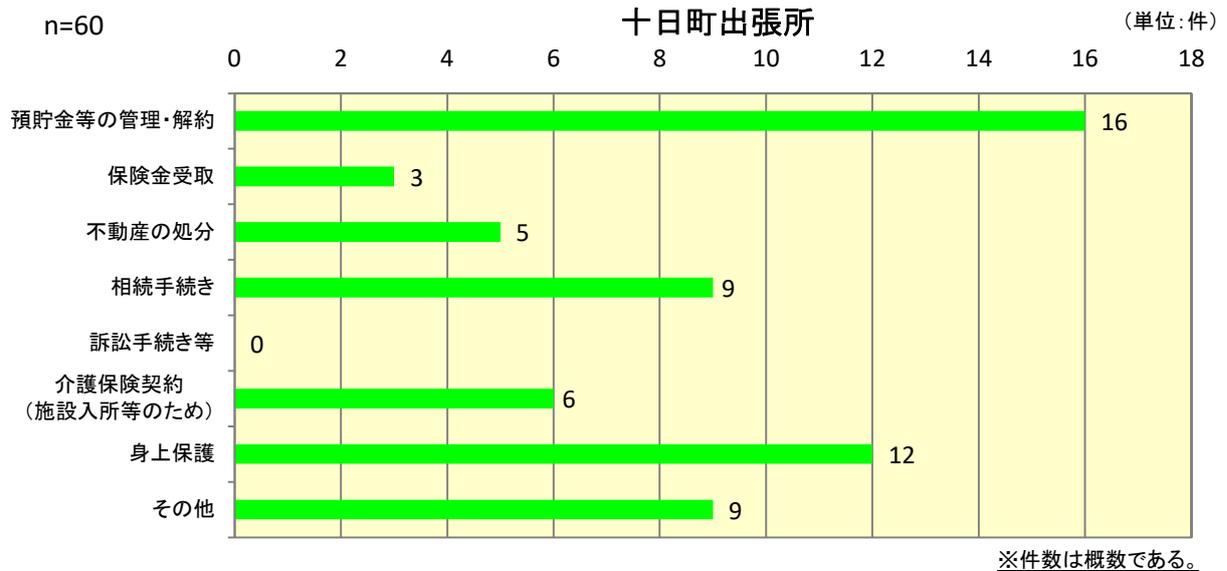


※件数は概数である。



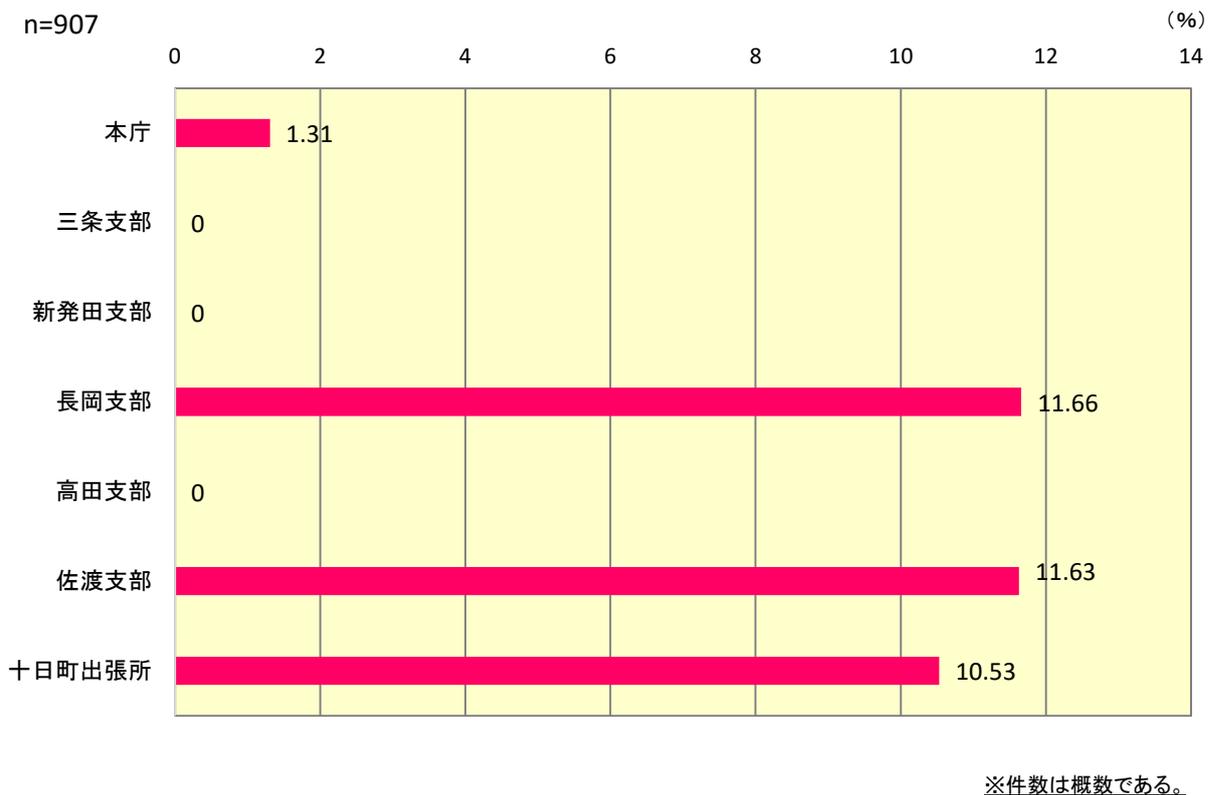
※件数は概数である。





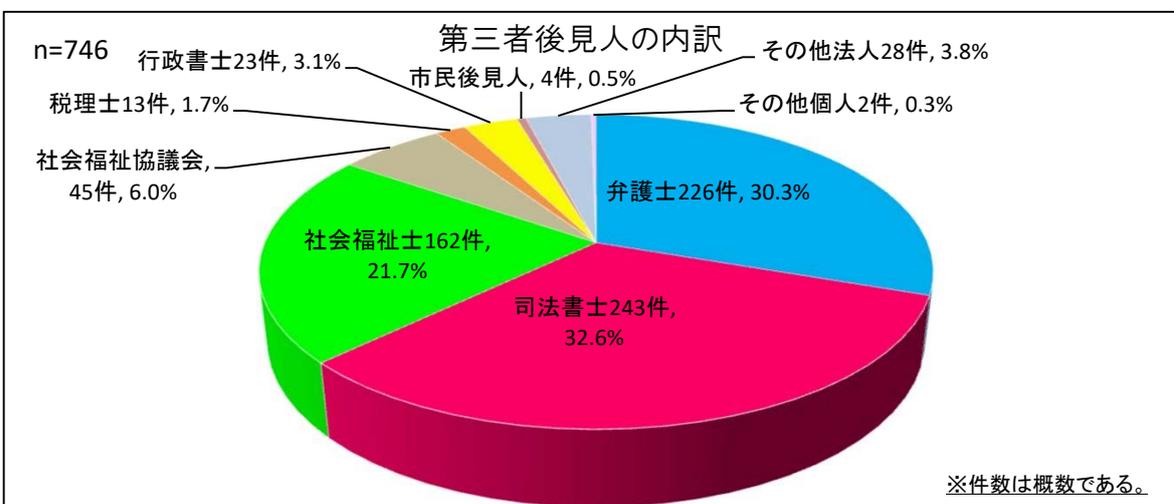
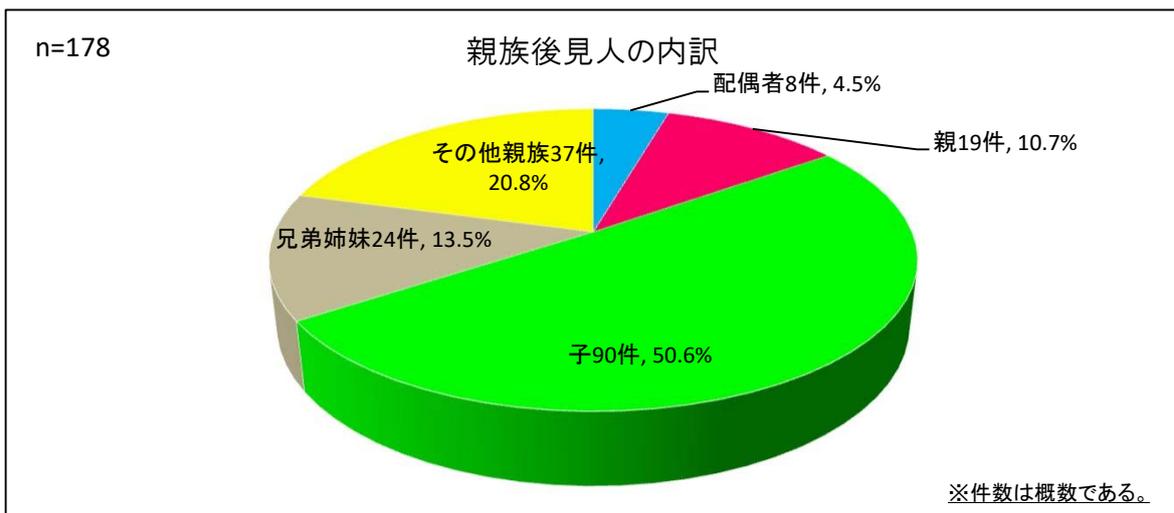
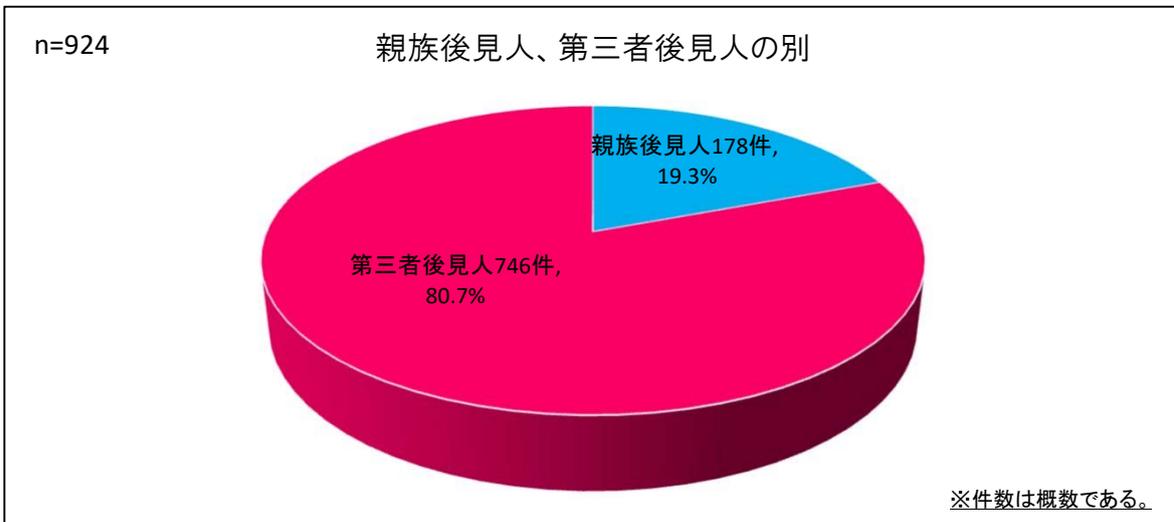
6 鑑定実施割合

➤ 本庁・支部・出張所別の終局事件のうち、令和2年の鑑定実施割合は、長岡支部が11.66%で最も多く、次いで、佐渡支部で11.63%となっている。

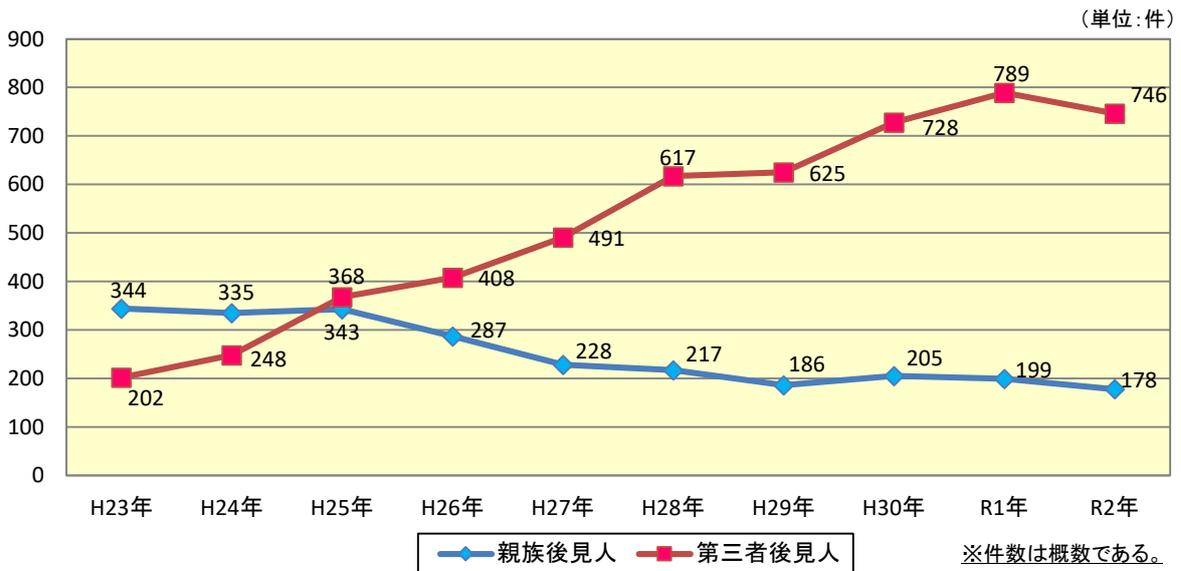


7 成年後見人等と本人との関係別件数の推移

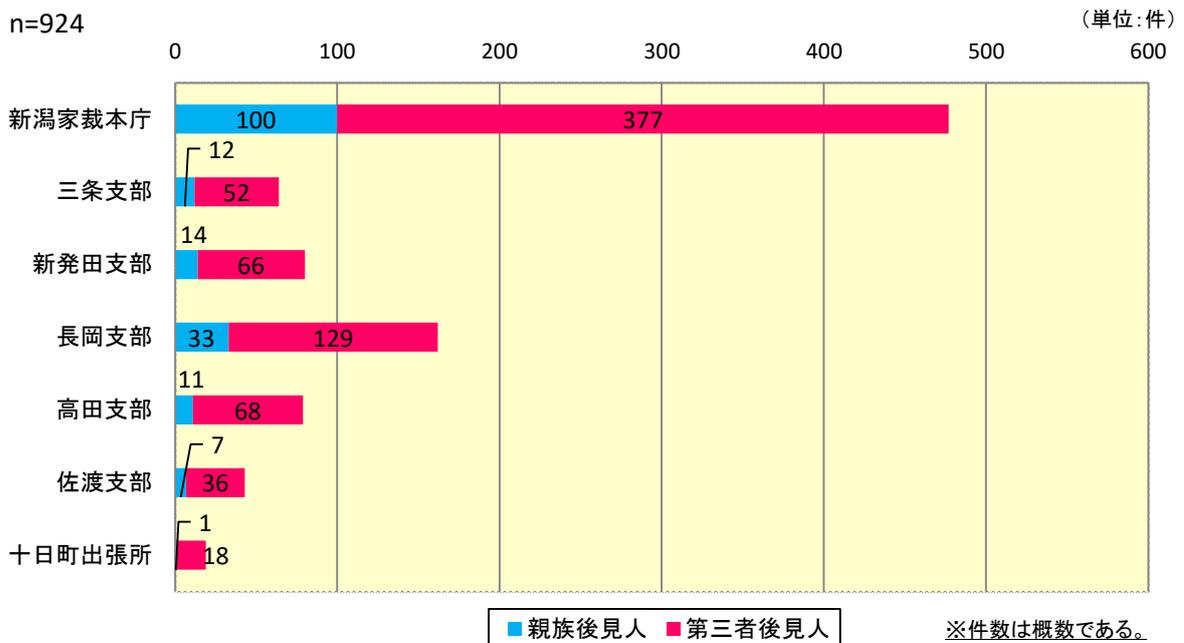
- 令和2年の成年後見人等の選任件数は924件で、そのうち、親族後見人選任件数は178件と全体の19.3%、第三者後見人選任件数は746件と全体の80.7%となっている。
- 親族後見人は子が90件で全体の50.6%、続いて兄弟姉妹が24件13.5%となっている。第三者後見人は司法書士が243件32.6%、弁護士が226件30.3%、社会福祉士が162件21.7%となっている。



- 令和2年の成年後見人等の選任件数のうち、親族後見人選任件数は178件(前年比21件減)と全体の19.3%、第三者後見人選任件数は746件(前年比43件減)と全体の80.7%となり、平成25年以降、第三者後見人選任件数が親族後見人選任件数を上回っている。
- 令和2年の成年後見人等と本人との関係別件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内【親族後見人:100件／第三者後見人:377件】、三条支部管内【親族後見人:12件／第三者後見人:52件】、新発田支部管内【親族後見人:14件／第三者後見人:66件】、長岡支部管内【親族後見人:33件／第三者後見人:129件】、高田支部管内【親族後見人:11件／第三者後見人:68件】、佐渡支部管内【親族後見人:7件／第三者後見人:36件】、十日町出張所管内【親族後見人:1件／第三者後見人:18件】と、本庁・支部・出張所の全てにおいて、第三者後見人の選任件数が親族後見人の選任件数を上回った。
(※本庁・支部・出張所ごとに親族後見人と第三者後見人の選任件数を比較して多い方に下線を引いた。)

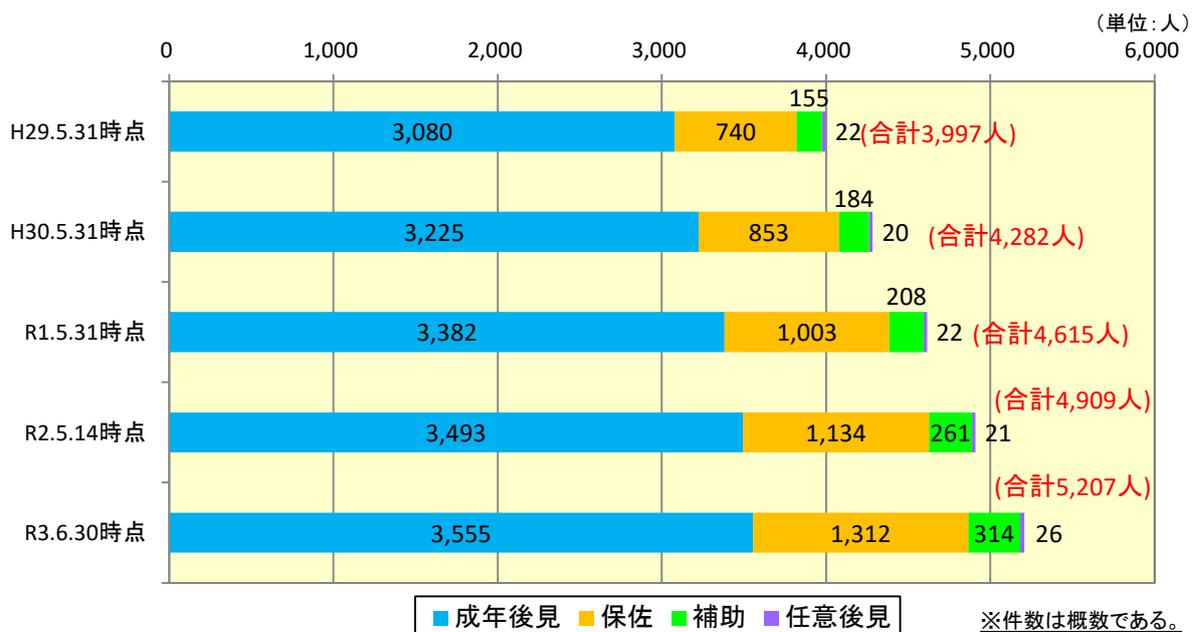


《本庁・支部・出張所別件数》

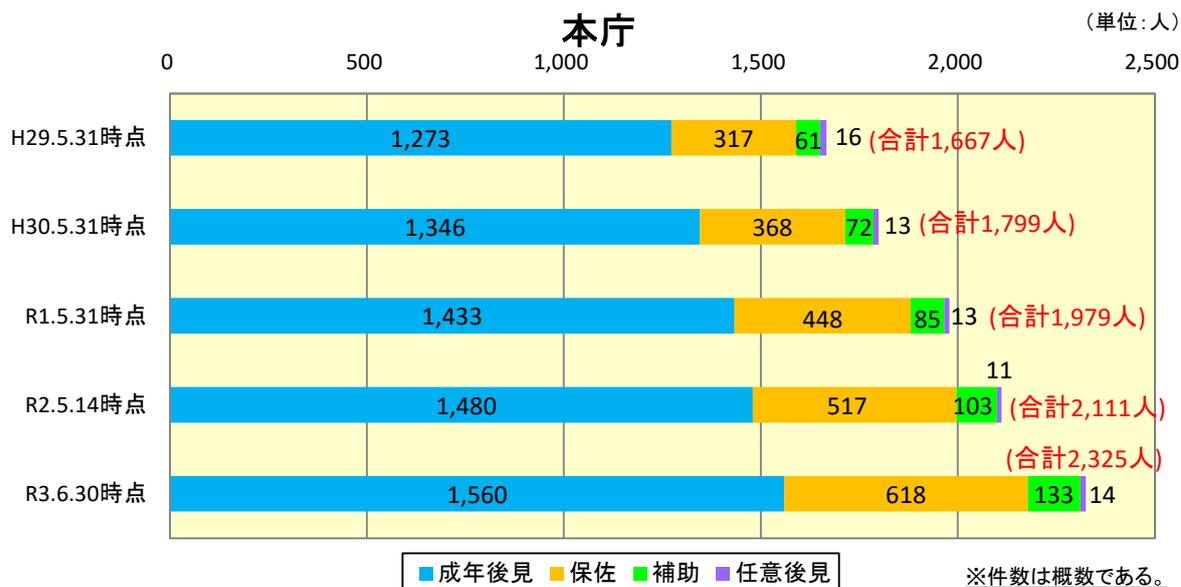


8 成年後見制度の利用者数の推移

- 令和3年6月30日時点における成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で5,207人となり、前年と比べて298人増加している。
- 「成年後見」の利用者数は3,555人で前年と比べて62人増加、「保佐」の利用者数は1,312人で前年と比べて178人増加、「補助」の利用者数は314人で前年と比べて53人増加、「任意後見」の利用者数は26人で前年と比べて5人増加となっている。
- 令和3年6月30日時点の成年後見制度の利用者数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で2,325人(前年比214人増)と一番多く、次いで長岡支部管内で1,174人(前年比55人増)、高田支部管内で596人(前年比29人減)、新発田支部管内で434人(前年比25人増)、三条支部管内で399人(前年比24人増)、佐渡支部管内で199人(前年比3人増)、十日町出張所管内で80人(前年比6人増)となっている。

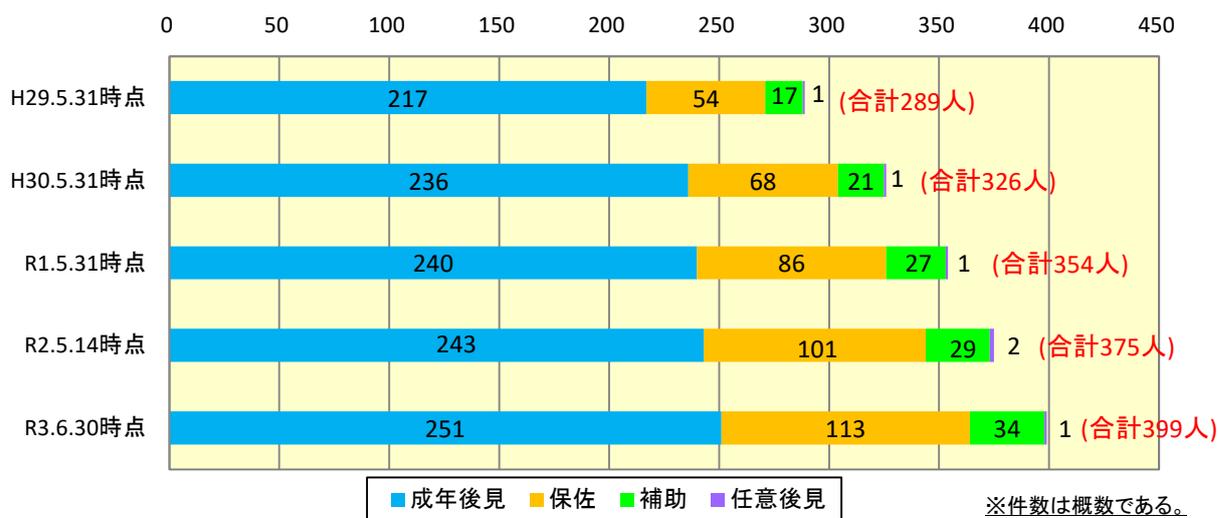


《本庁・支部・出張所別件数》



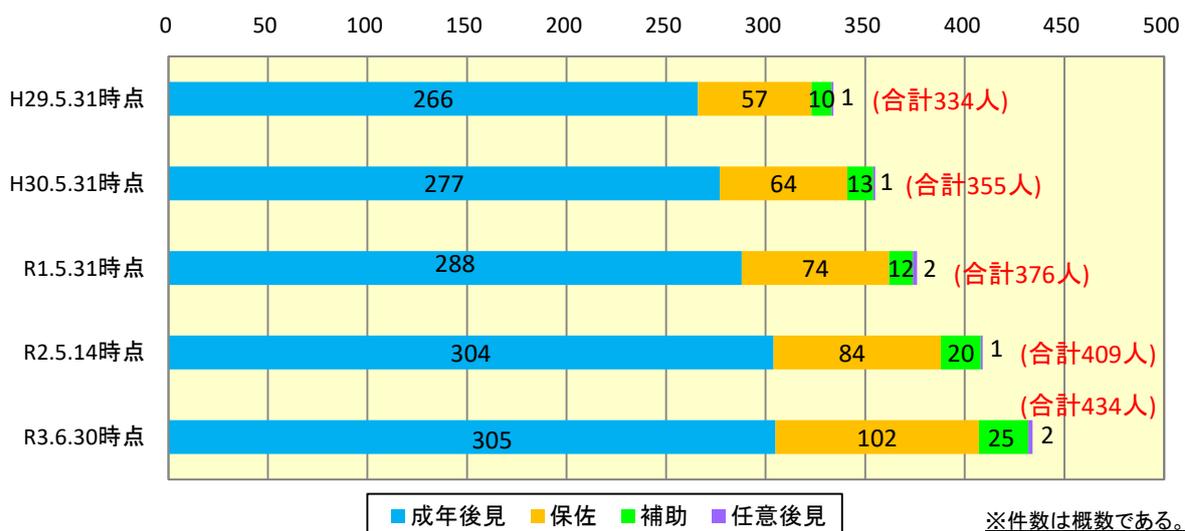
三条支部

(単位:人)



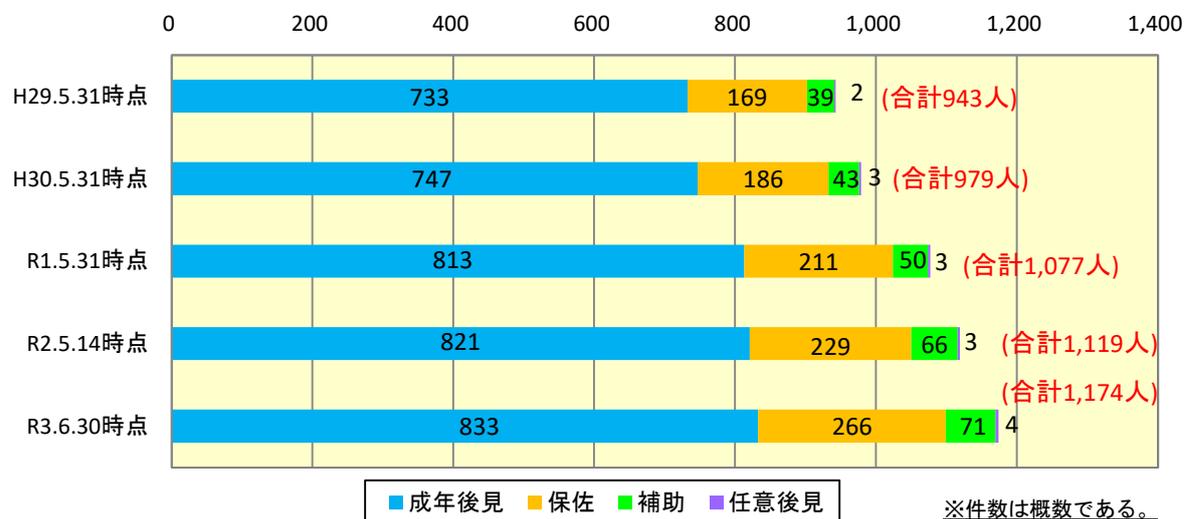
新発田支部

(単位:人)



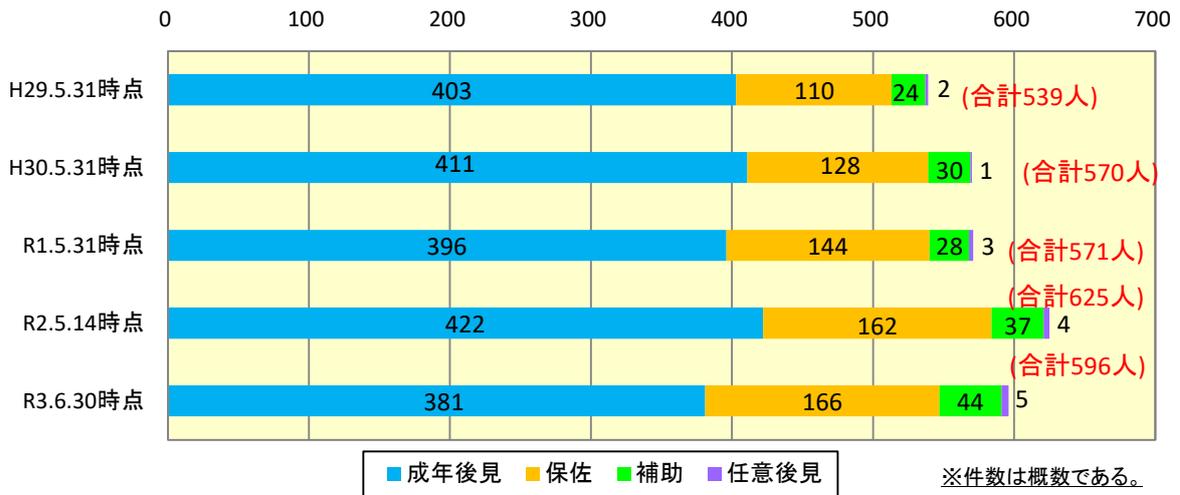
長岡支部

(単位:人)



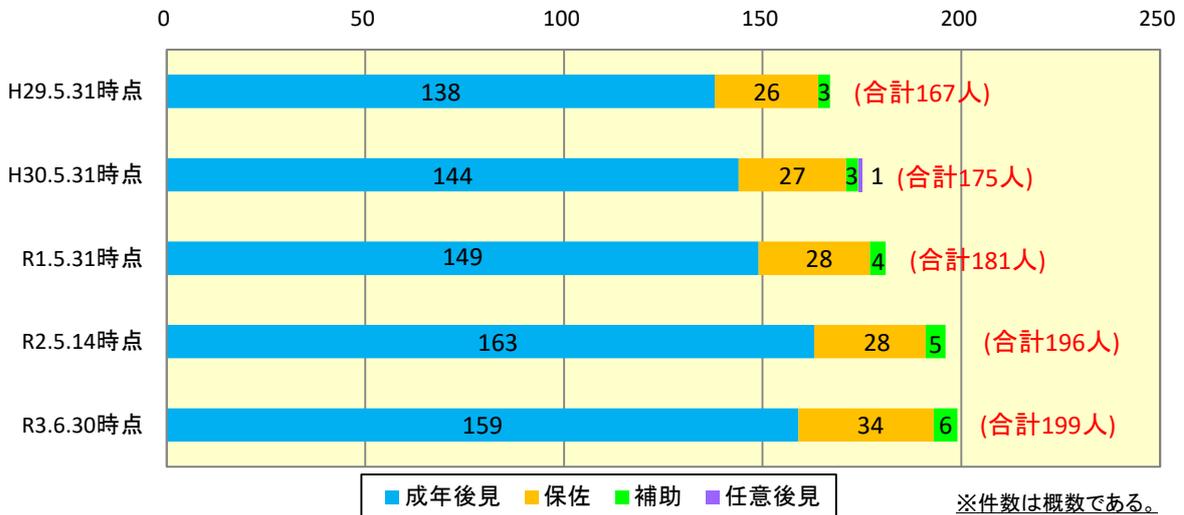
高田支部

(単位:人)



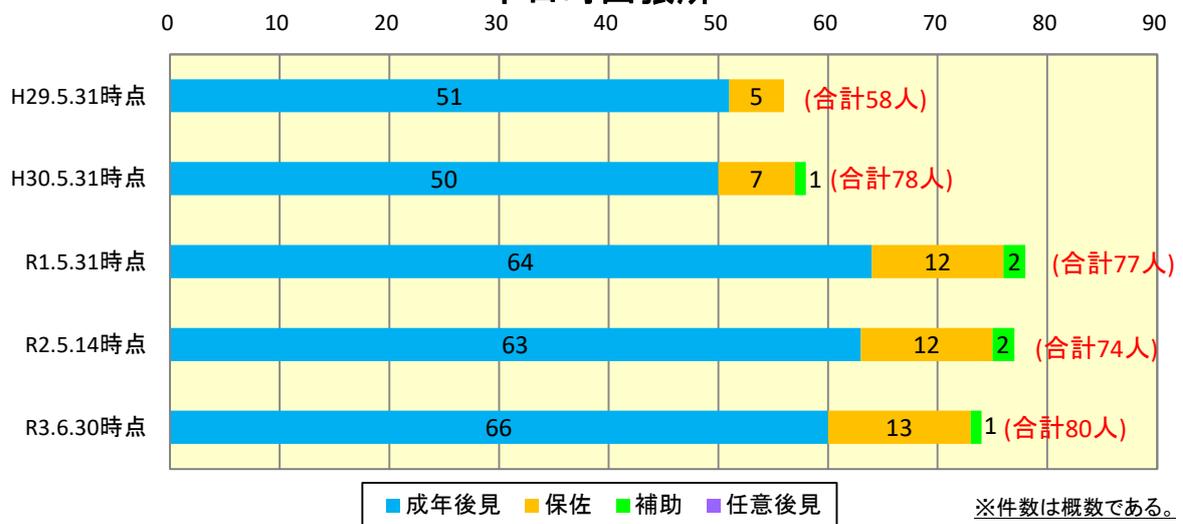
佐渡支部

(単位:人)



十日町出張所

(単位:人)



令和3年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果

【調査の概要】

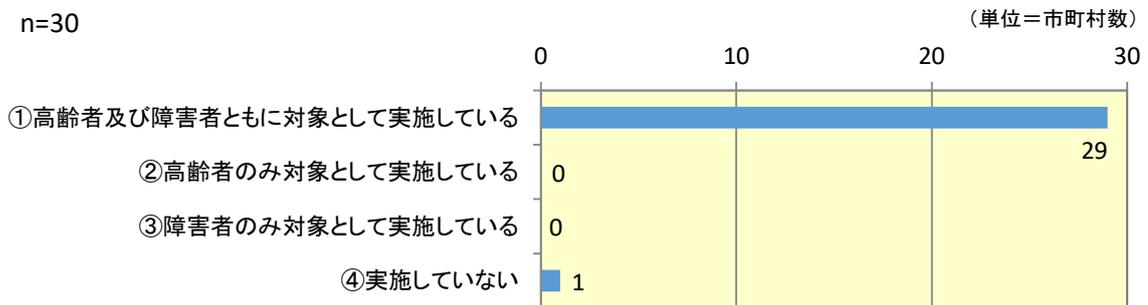
目的	新潟県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対象	新潟県内の市町村行政(30市町村)
調査時期	令和3年8月3日から8月31日
調査時点	令和3年5月1日
調査方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

1 成年後見制度利用支援事業について

(1) 成年後見制度申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)の助成について

問1 成年後見制度の申立てに要する経費の助成を実施していますか。該当する項目にチェックを入れてください。

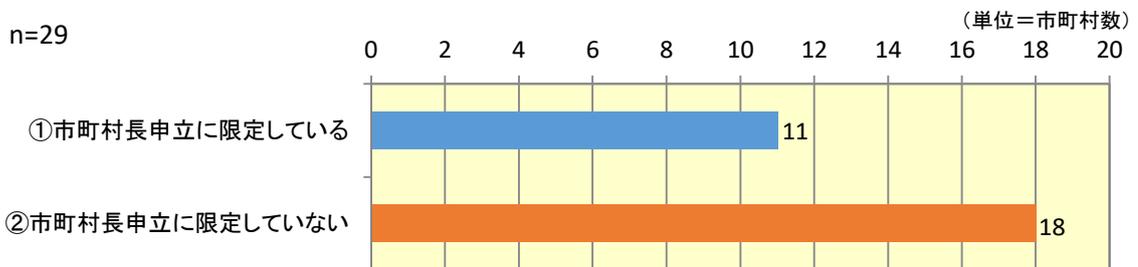
➤ 県内29ヵ所において、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。



≪問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

問2 助成対象者の申立要件について、該当する項目にチェックを入れてください。

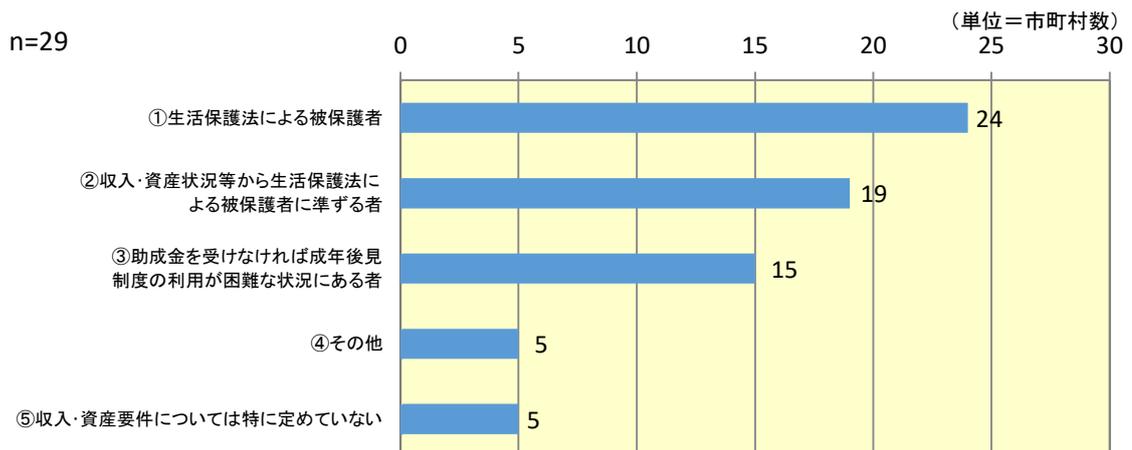
➤ 11ヵ所が市町村長申立に限定している一方で、18ヵ所が市町村長申立に限定していない。



≪問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

問3 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目全てにチェックを入れてください。(複数回答)

➤ 24ヵ所が「生活保護法による被保護者」を対象、19ヵ所が「収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」を対象、15ヵ所が「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者」を対象、5ヵ所が「収入・資産要件については特に定めていない」と回答。



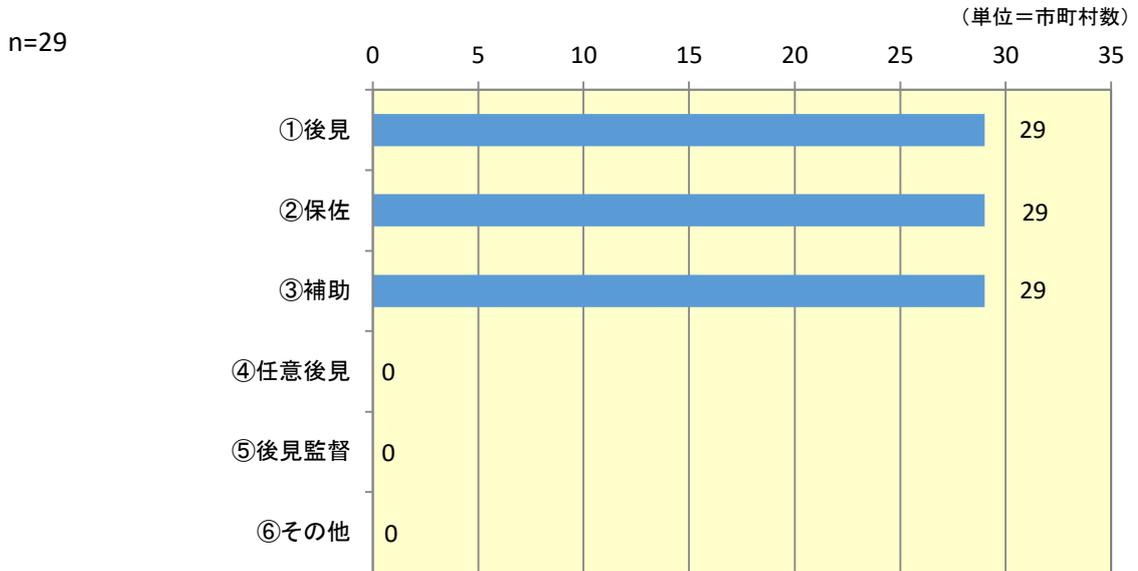
【「④その他」の内容】

- ・要介護認定者
- ・市町村長が必要と認めた者
- ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ・世帯全員が非課税、世帯の預貯金額が100万円未満、親族等に扶養されていない、被後見人等の資産がないこと

《問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします》

問4 受任者要件について、該当する項目全てにチェック☑を入れてください。(複数回答)

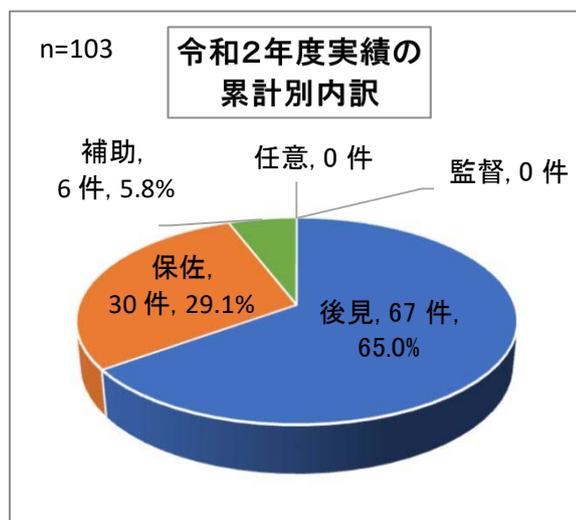
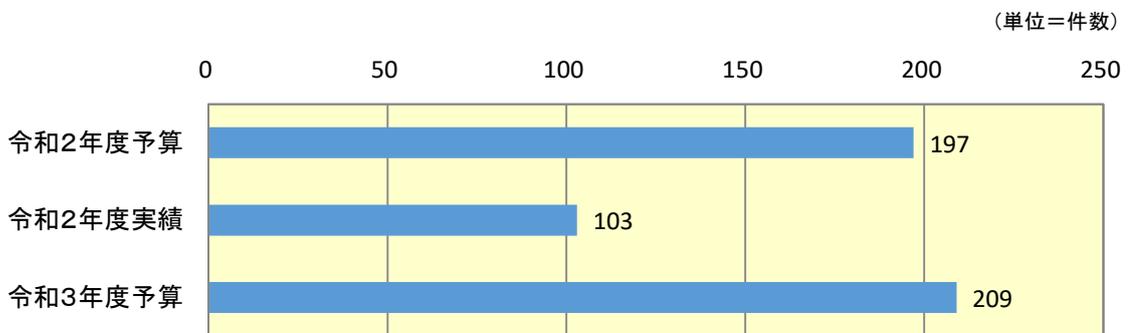
- 29カ所が「後見」「保佐」「補助」の3類型全てを対象としている一方で、「任意後見」「後見監督」を対象としている市町村はない。



《問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします》

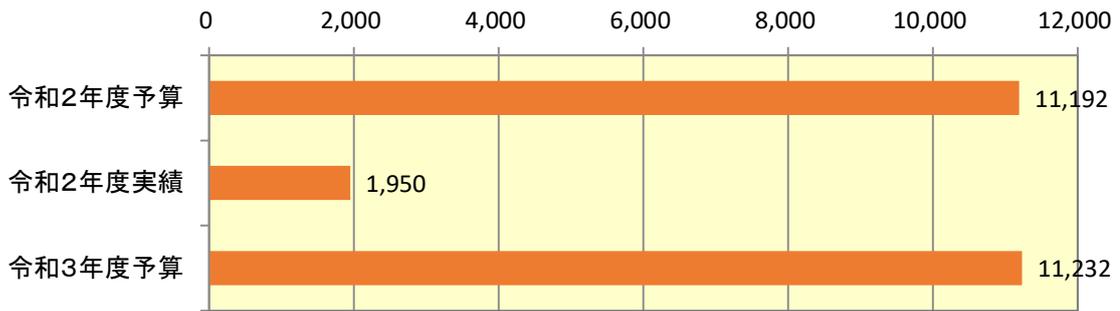
問5 令和2年度及び3年度の予算額と令和2年度の実績をご記入下さい。実績については、類型別内訳も記入ください。(高齢及び障害福祉担当課の合算でお答え下さい。)

- 県内全体として令和2年度は197件(11,192千円)予算計上し、103件(1,950千円)執行している。
- 執行した103件のうち、「後見」が67件で全体の65.0%を占めている。
- 令和3年度は209件(11,232千円)予算計上している。



予算・決算額

(単位=千円)



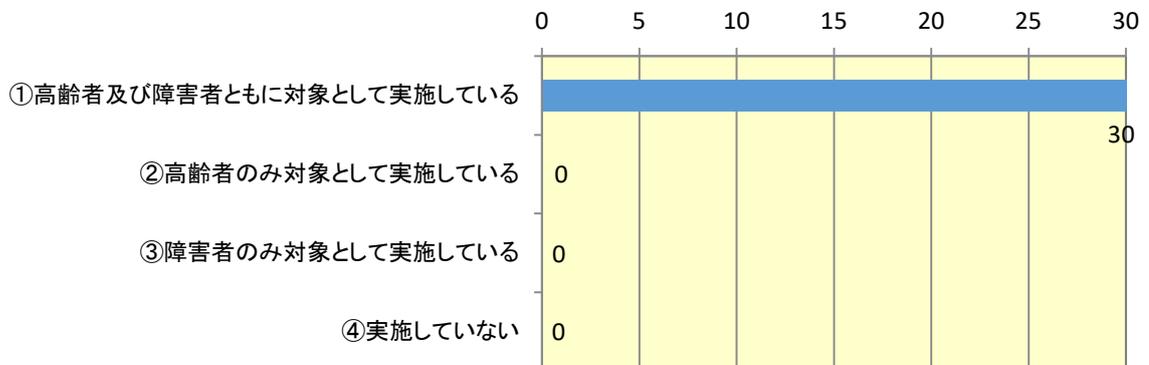
(2) 後見人等への報酬の助成について

問6 成年後見人等への報酬助成を実施していますか。該当する項目にチェックを入れてください。

➤ 県内全ての市町村において、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。

n=30

(単位=市町村数)



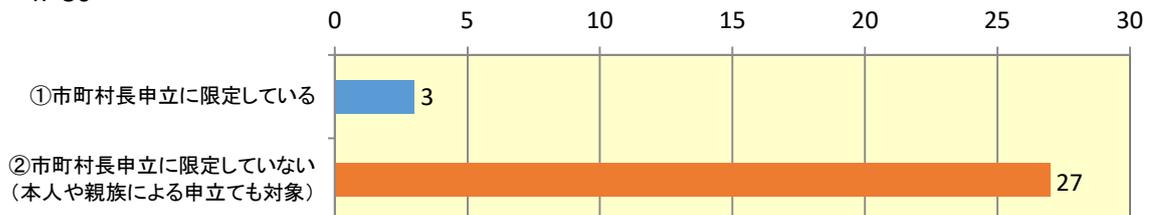
≪問6で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

問7 助成対象者の申立要件について、該当する項目にチェックを入れてください。

➤ 3カ所が市町村長申立に限定している一方で、27カ所は市町村長申立に限定していない。

n=30

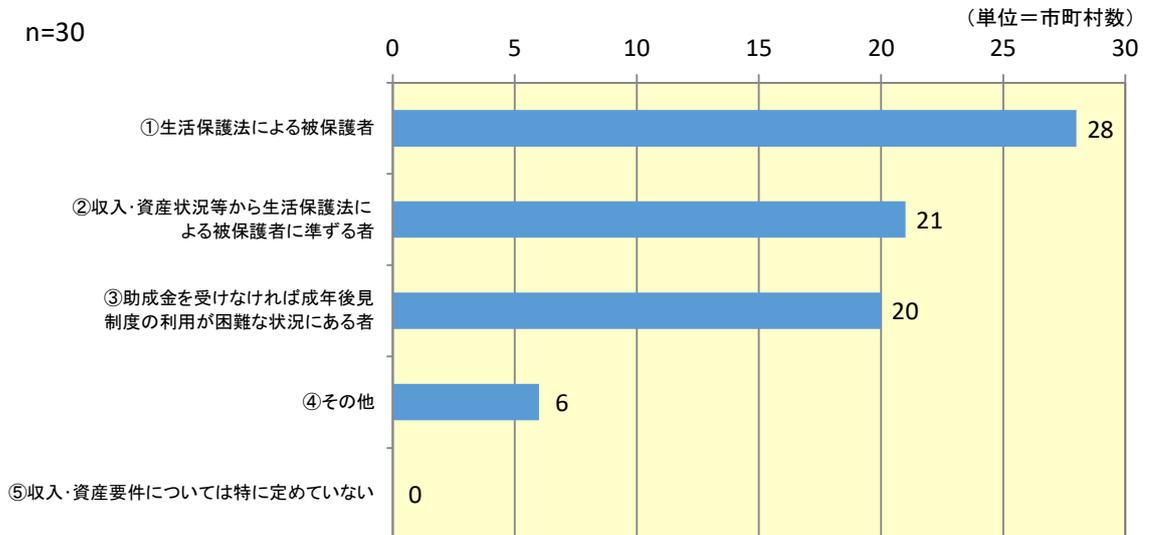
(単位=市町村数)



《問6で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします》

問8 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目全てにチェック☑を入れてください。(複数回答)

- 28カ所が「生活保護法による被保護者」を対象、21カ所が「収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」を対象、20カ所が「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者」を対象と回答。



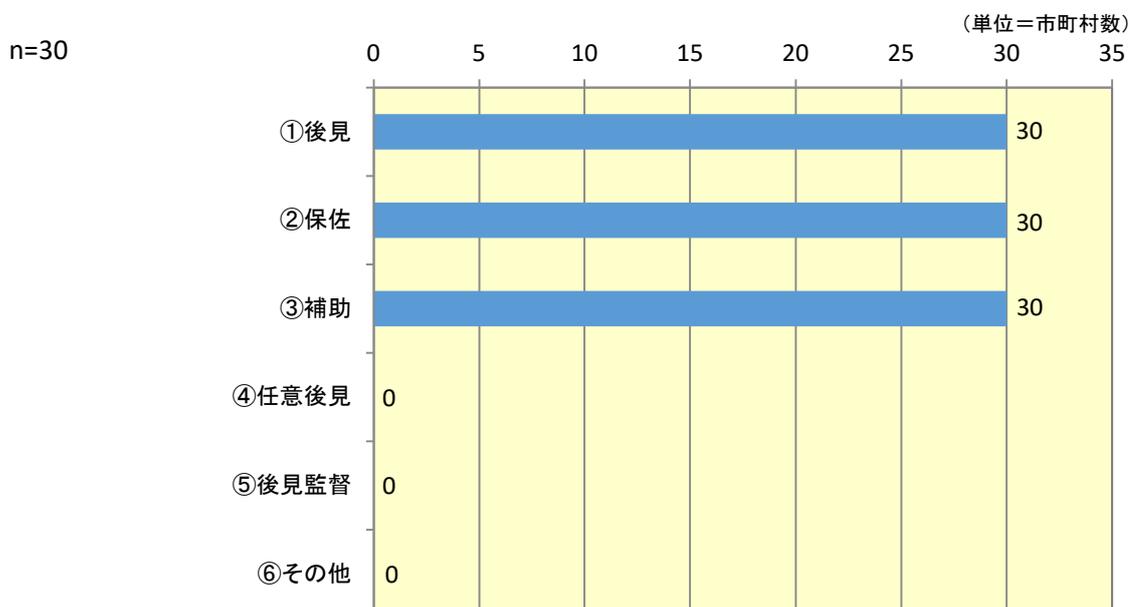
【「④その他」の内容】

- ・住民税非課税世帯
- ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ・住民税非課税で、流動資産が350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円加算)の者
- ・世帯全員が非課税、世帯の預貯金額が100万円未満、親族等に扶養されていない、被後見人等の資産がないこと
- ・預貯金等から報酬額を差し引いた額が100万円以下であること
- ・世帯全員が住民税非課税世帯で預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

《問6で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします》

問9 受任者要件について、該当する項目全てにチェック☑を入れてください。(複数回答)

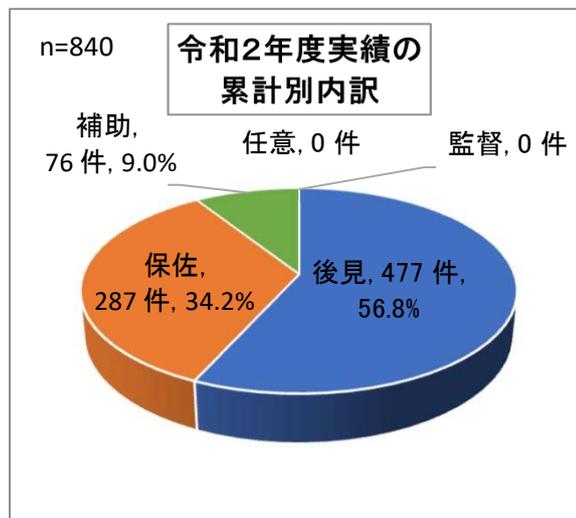
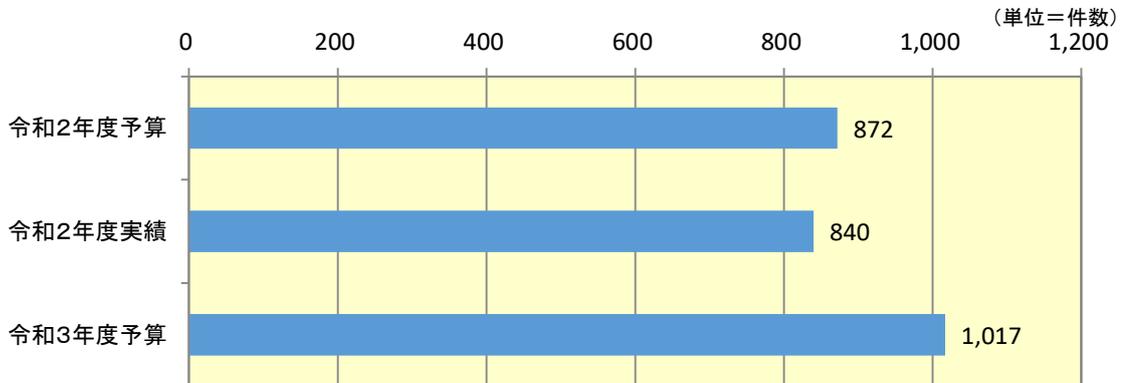
- 30カ所が「後見」「保佐」「補助」の3類型全てを対象としている一方で、「任意後見」「後見監督」を対象としている市町村はない。



＜問6で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きます＞

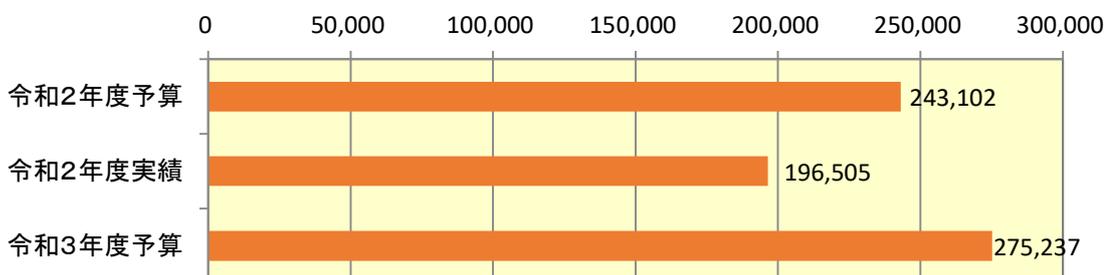
問10 令和2年度及び3年度の予算額と令和2年度の実績をご記入下さい。実績については、類型別内訳も記入ください。（高齢及び障害福祉担当課の合算でお答え下さい。）

- 県内全体として令和2年度は872件(243,102千円)予算計上し、840件(196,505千円)執行している。
- 執行した840件のうち、「後見」が477件で全体の56.8%を占めている。
- 令和3年度は1,017件(275,237千円)予算計上している。



予算・決算額

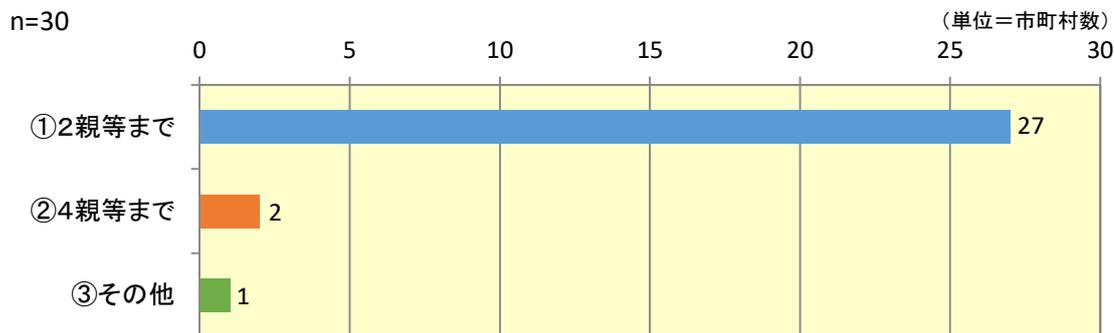
(単位=千円)



2 市町村長申立について

問11 市町村長申立にあたり、親族調査の範囲について該当する項目にチェック☑を入れてください。

- 27カ所が親族調査の範囲を「2親等まで」と回答、2カ所が「4親等まで」と回答、1カ所が「その他」と回答。

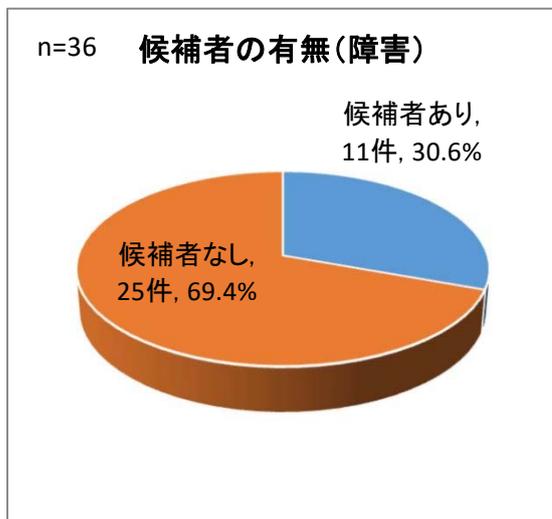
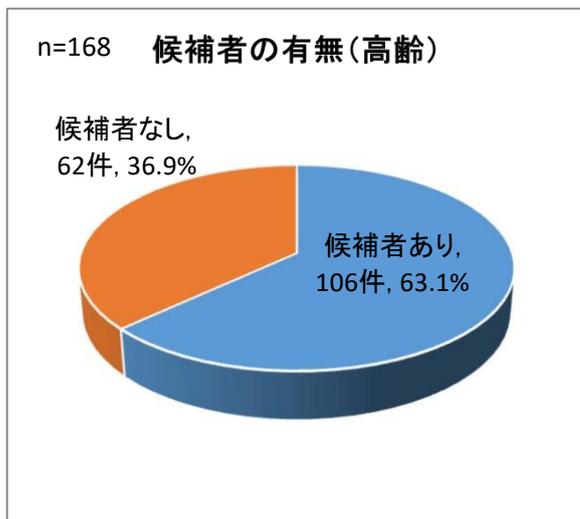
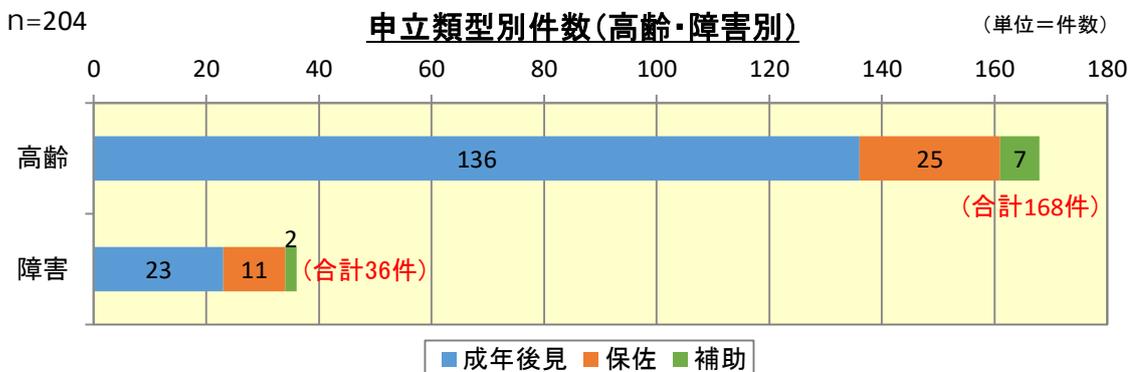


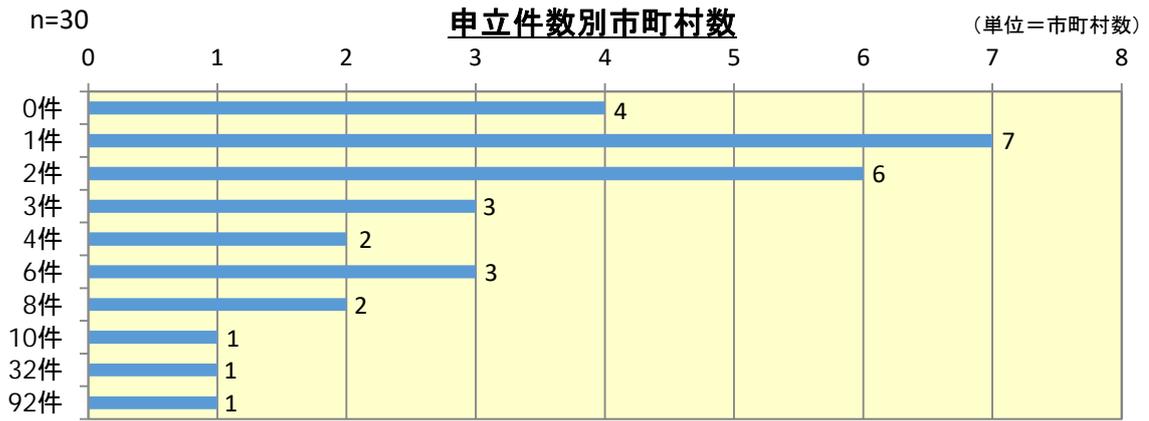
【「③その他」の内容】

・2親等までであるが状況により4親等まで

問12 令和2年度の市町村長申立件数を申立類型別にご記入ください。(括弧内は申立書類に候補者を記載した件数)

- 令和2年度の市町村長申立件数は県内合計204件となっている。うち、高齢福祉担当課で168件、障害福祉担当課で36件となっている。
- 高齢福祉担当課のうち106件(63.1%)、障害福祉担当課のうち11件(30.6%)で、申立書類に候補者を記載している。
- 申立類型別では、「後見」が159件、「保佐」が36件、「補助」が9件となっている。
- 申立件数別市町村数は、「0件」が4カ所、「1件」が7カ所、「2件」が6カ所、「3件」「6件」が3カ所ずつ、「4件」「8件」が2カ所ずつ、「10件」「32件」「92件」が1カ所ずつとなっている。

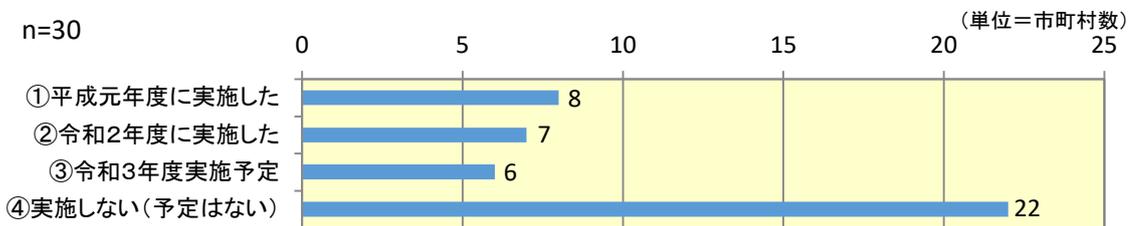




3 市民後見人について

問13 市民後見推進に関する事業を実施していますか。該当する項目にチェック☑を入れてください。(複数回答)

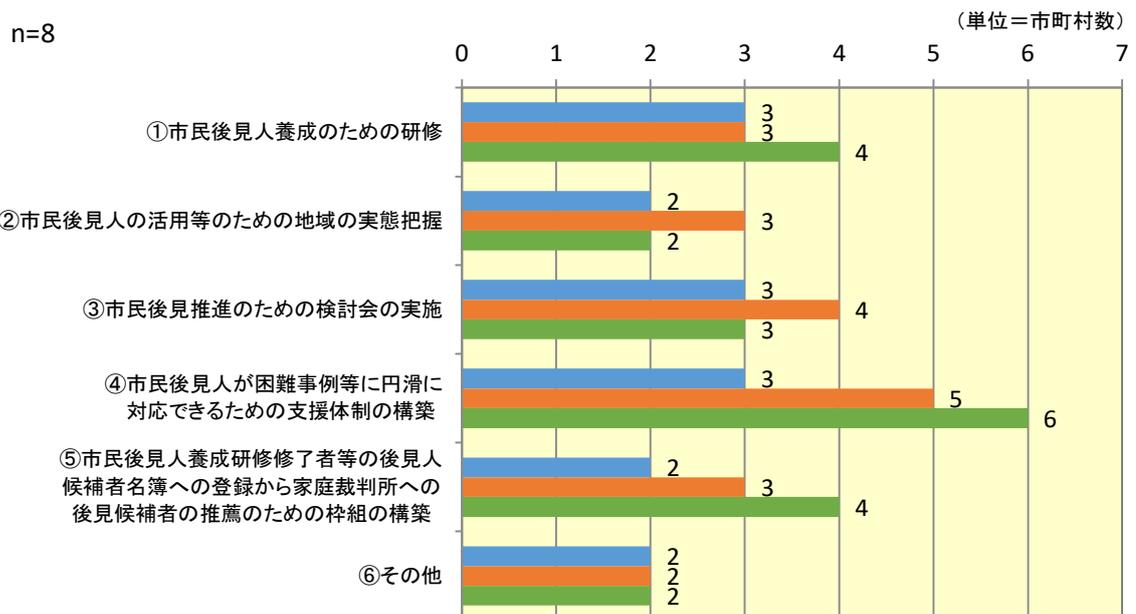
- 「令和元年度実施」が8カ所、「令和2年度実施」が7カ所、「令和3年度実施予定」が6カ所となっている。



《問13で、①・②・③のいずれかに回答した市町村にお聞きします》

問14 具体的な取組内容について、該当する項目全てに○を付してください。(複数回答)

- 令和元年度における取組内容として、「市民後見人養成のための研修」「市民後見推進のための検討会の実施」「市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築」が3カ所ずつで一番多い。
- 令和2年度における取組内容として、「市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築」が5カ所で一番多い。
- 令和3年度取組予定の内容として、「市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築」が6カ所で一番多い。



【「⑥その他」の内容】

- ・制度の必要性の普及・啓発、研修修了者の活動の場の整備
- ・市民後見人フォローアップ研修

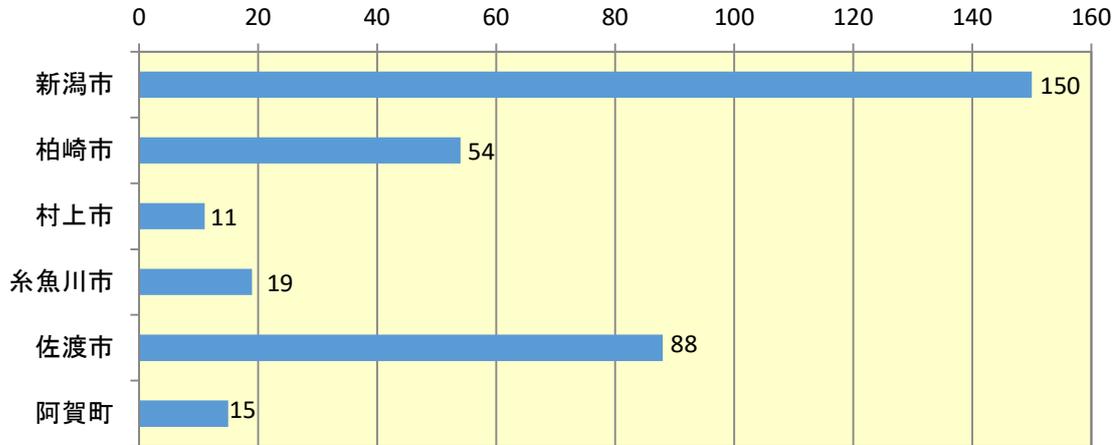
■ H1年度
■ R2年度
■ R3年度(予定)

《これまでに市民後見人養成研修を開催したことがある市町村にお聞きます》

問15 これまでに市民後見人養成研修を修了した方は何人いますか。

- これまでに市民後見人養成研修を開催したことがある市町村は6カ所。その中で市民後見人養成研修を修了した方は6カ所で合計337人。

(単位=人数)



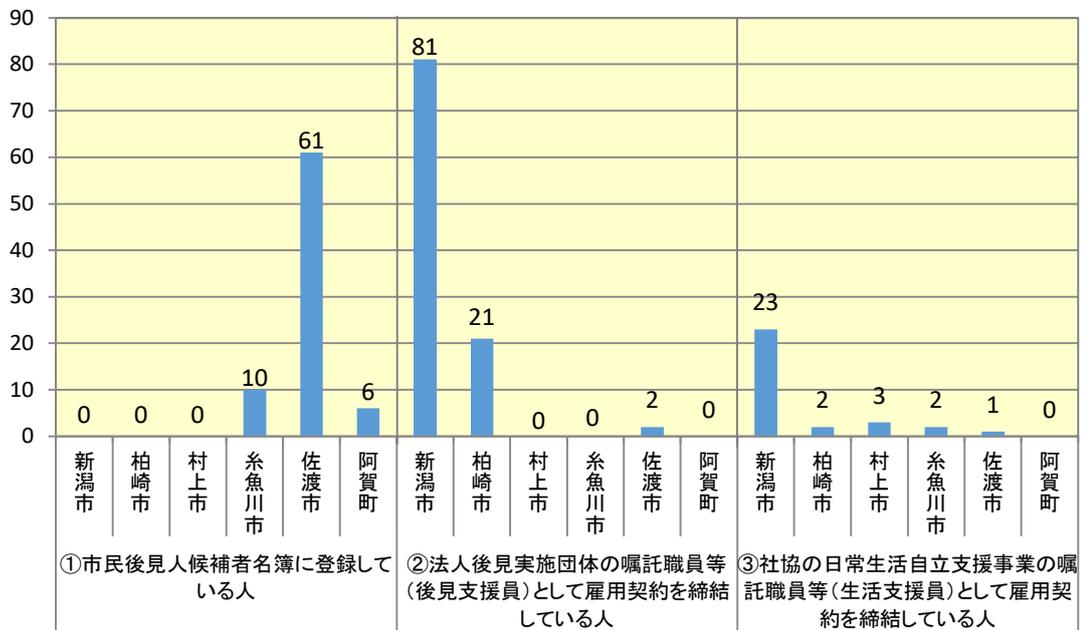
《問15に回答した市町村にお聞きます》

問16 上記問15で回答した人数のうち、既に活動できる状態にある人は何人いますか。下記の項目ごとに人数をご記入ください。

- 「市民後見人候補者名簿に登録している人」は3カ所で77人、「法人後見実施団体の嘱託職員等(後見支援員)として雇用契約を締結している人」は3カ所で合計104人、「社協の日常生活自立支援事業の嘱託職員等(生活支援員)として雇用契約を締結している人」は5カ所で合計31人となっている。

n=337

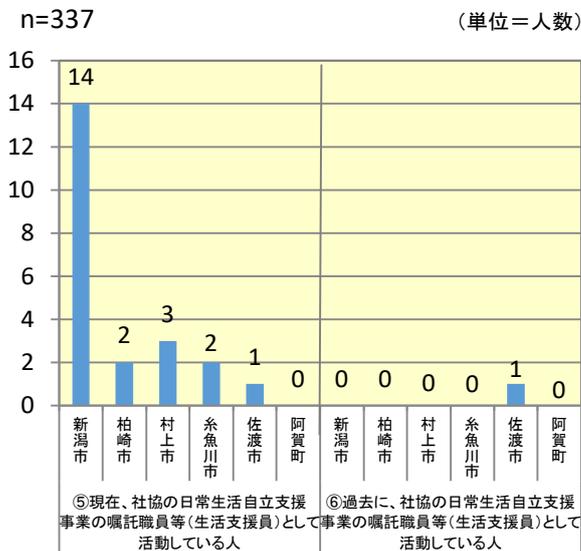
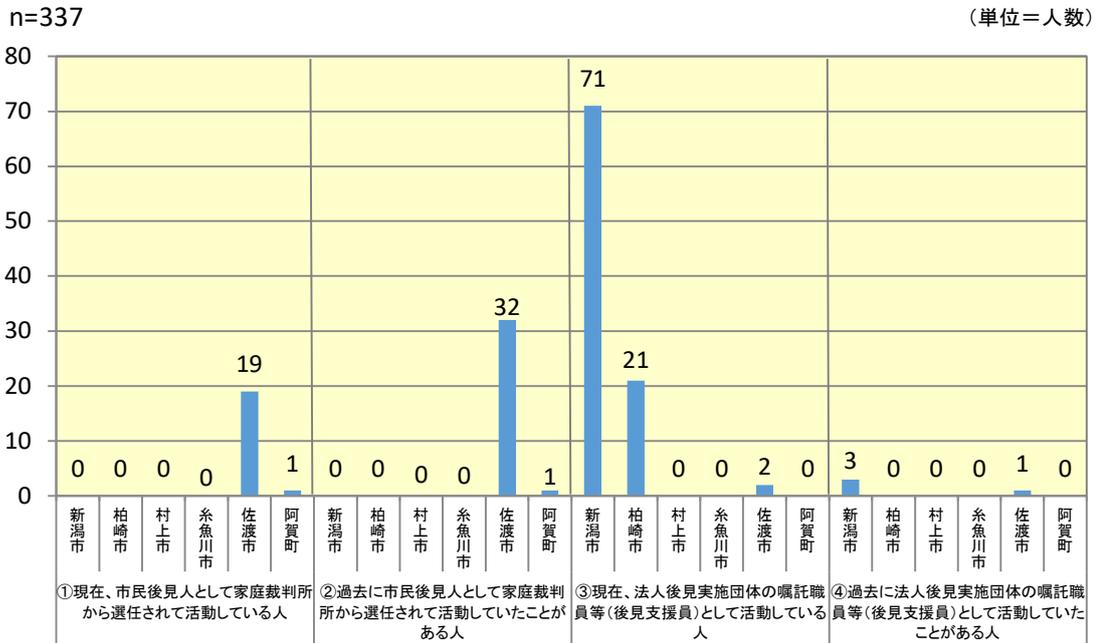
(単位=人数)



《問16に回答した市町村にお聞きます》

問17 上記16で回答した人数のうち、現に活動している方、及び過去に活動していた方は何人いますか。下記の項目ごとに人数をご記入ください。

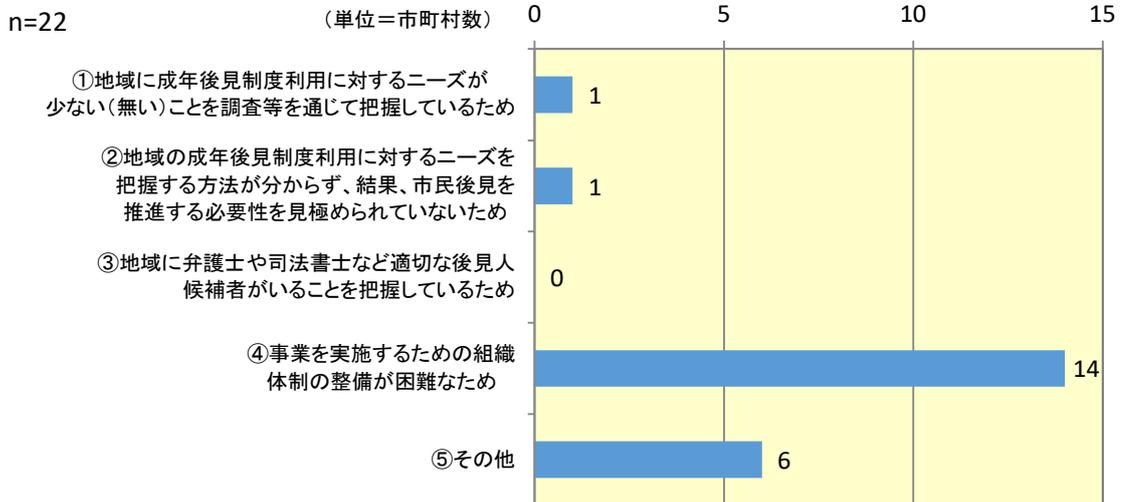
➤ 「現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」2カ所で20人、「現在、法人後見実施団体の嘱託職員等(法人後見支援員)として活動している人」は3カ所で合計94人、「現在、社協の日常生活自立支援事業の嘱託職員等(生活支援員)として活動している人」は5カ所で合計22人となっている。



《問13で、④に回答した市町村にお聞きします》

問18 市民後見推進に関する事業を実施していない理由はなんですか。最も大きな理由1つにチェック☑を入れてください。

- 「事業を実施するための組織体制の整備が困難なため」が14カ所と一番多く、次いで「地域に成年後見制度利用に対するニーズが少ない(無い)ことを調査等を通じて把握しているため」「地域の成年後見制度利用に対するニーズを把握する方法が分からず、結果、市民後見を推進する必要性を見極められていないため」「地域に弁護士や司法書士など適切な後見人候補者がいることを把握しているため」が1カ所ずつとなっている。



【「⑤その他」の内容】

- ・育成活用方法について検討中
- ・実施の必要性について検討中のため
- ・他市町村の事例等から、市民後見人は裁判所から選任されにくい
- ・市民後見人養成後のバックアップ体制及び監督等の支援体制の未整備
- ・単独で行うことが困難

4 法人後見について

問19 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」の実施状況について、該当する項目にチェック☑を入れてください。(複数回答)

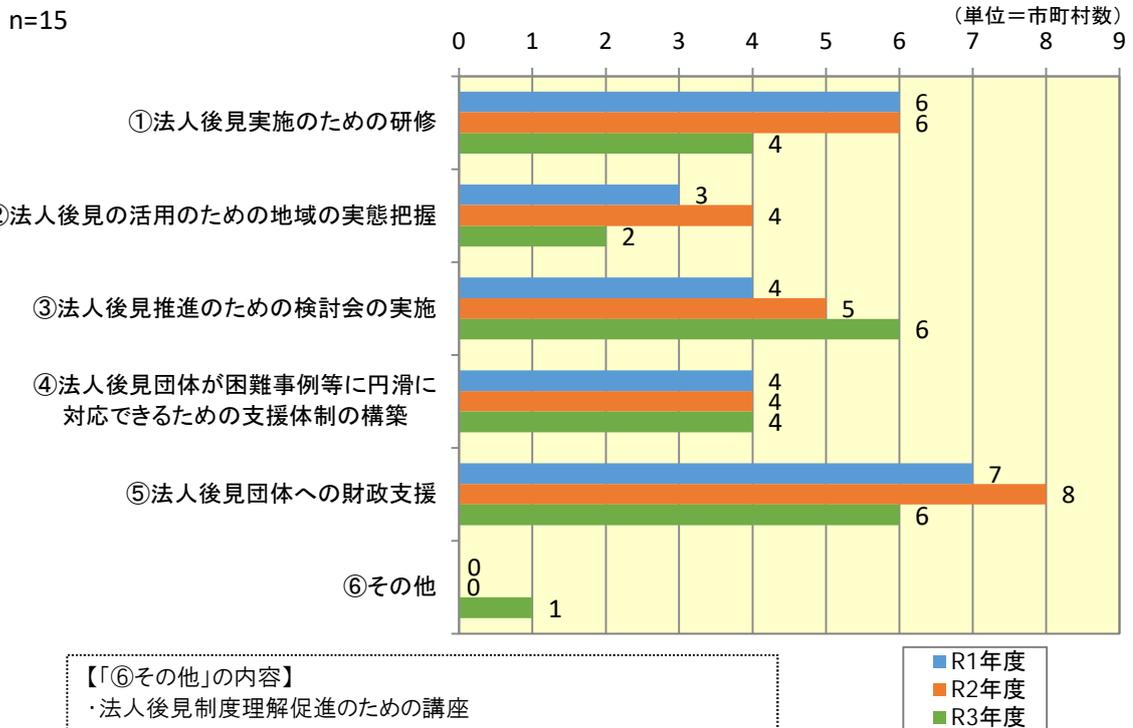
- 「令和元年度に実施」が11カ所、「令和2年度に実施」が13カ所、「令和3年度に実施予定」が11カ所、「実施しない(予定はない)」が15カ所となっている。



《問19で、①・②・③のいずれかに回答した市町村にお聞きます》

問20 具体的な取組内容について、該当する項目全てに○を付してください。(複数回答)

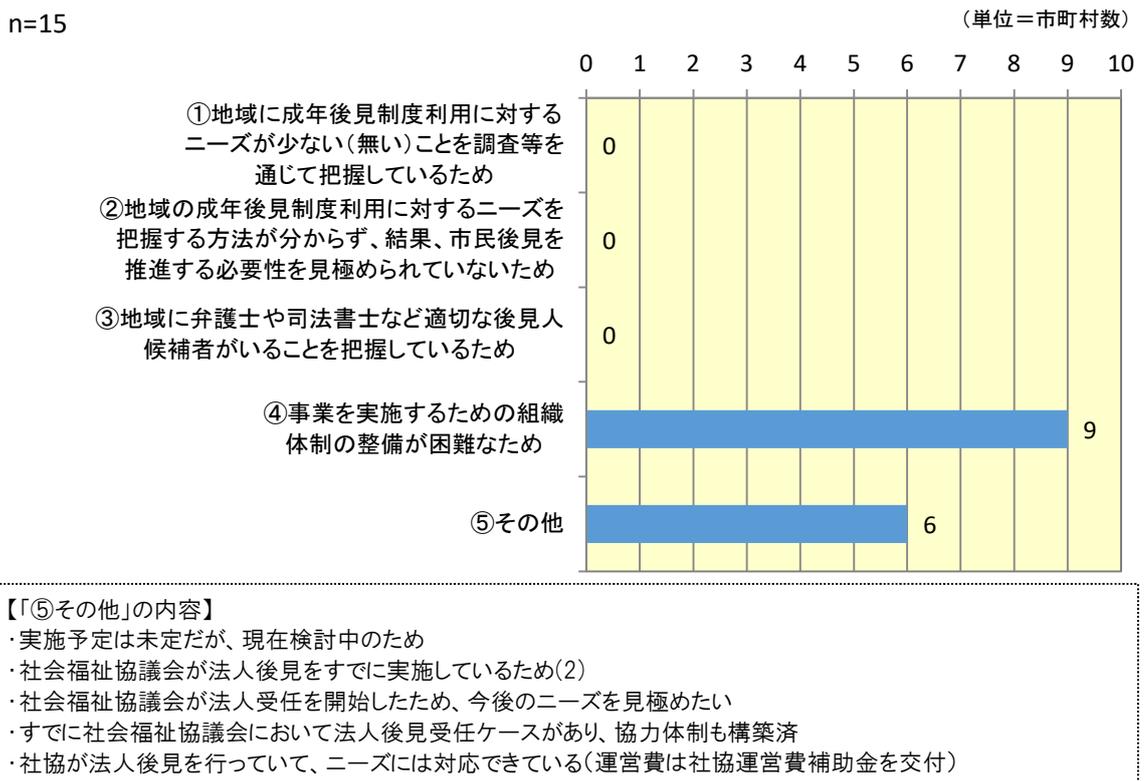
- 令和元年度における取組内容として、「法人後見団体への財政支援」が7カ所で一番多い。
- 令和2年度における取組内容として、「法人後見団体への財政支援」が8カ所で一番多い。
- 令和3年度取組予定の内容として、「法人後見推進のための検討会の実施」「法人後見団体への財政支援」が6カ所ずつと一番多い。



《問19で、④に回答した市町村にお聞きます》

問21 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」を実施していない理由はなんですか。最も大きな理由1つにチェック☑を入れてください。

- 9カ所が「事業を実施するための組織体制の整備が困難なため」と回答している。



5 その他

問22 成年後見制度推進上の課題や問題点等について、ご自由にお書きください。

- 制度利用が必要な対象者に、適切なタイミングで制度を結びつけるための支援(制度の説明、申立て手続きの支援、候補者の調整など)が行える人材を、研修などの実施により増やしていく必要があると思われる。
- 成年後見利用支援事業(報酬)の住所地特例の対象を、国県統一で示していただきたい。(住所地特例の方の対応はどこが行うのか。国保は住所地特例、介護保険は特例ではない、というケースはどう考えるか。)
- 精神の医療保護入院では親族がいる場合、市町村長申立対象外となるが、成年後見の市町村長申立の考え方についてご助言いただけるとありがたい。親族がいても、県外・外国人・高齢者等の場合は、どのラインで市町村長申立とすべきか。親族から申立ができない旨を文書でやり取りしたうえで実施すべきか。
- 中核機関が未設置であり、設置や機能の検討が必要。
- 直営地域包括支援センターで、各支所に必ず社会福祉士が配置されているわけではない。制度に関する相談・申立支援に関して支所ごとにバラつきが生じている。
- 制度の利用について相談を受けることはあるが、申立ての手続きに関することや費用の面で、利用に至らないケースが多い。申立て費用の助成は行っておらず、今後検討が必要と思われる。
- 成年後見人等を受任できる専門職が限られているため、専門職後見人が必要な場合に成年後見人等が選任されるまで時間を要する傾向にある。
- 支援者の制度に対する知識不足。
- 第三者後見ニーズに対する体制が整っていない。

令和3年度社協における権利擁護事業実施状況調査の結果

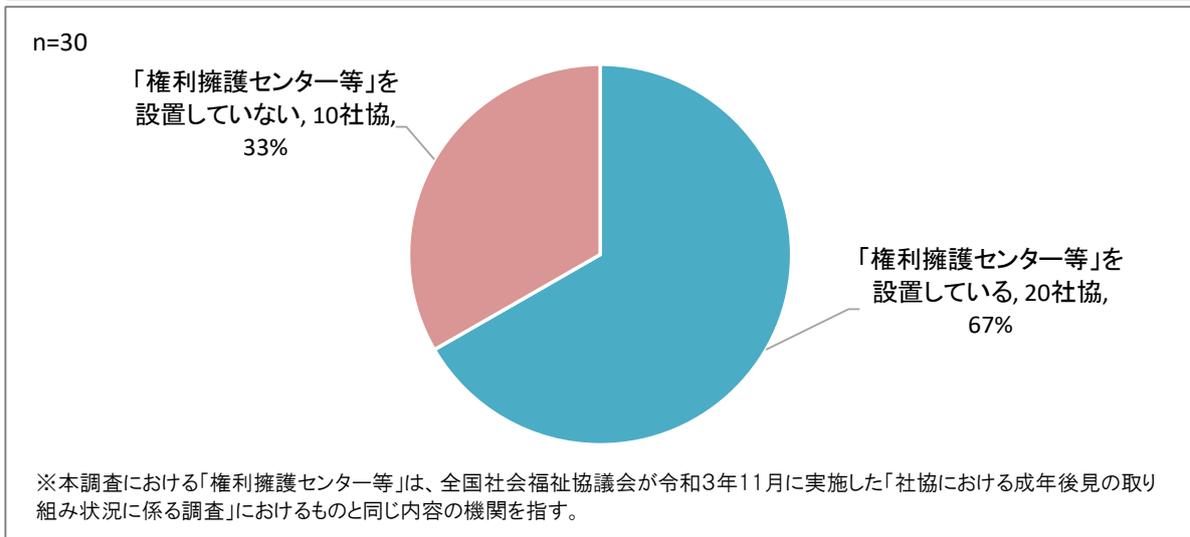
【調査概要】

目的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における権利擁護に関する取り組み状況の把握
対象	新潟県内の市町村社会福祉協議会(30社協)
調査時期	令和3年8月3日から8月31日
調査時点	令和3年5月1日
調査方法	メール等による依頼及びメール等による回収
発送数	30
回収数	30

※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は少数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

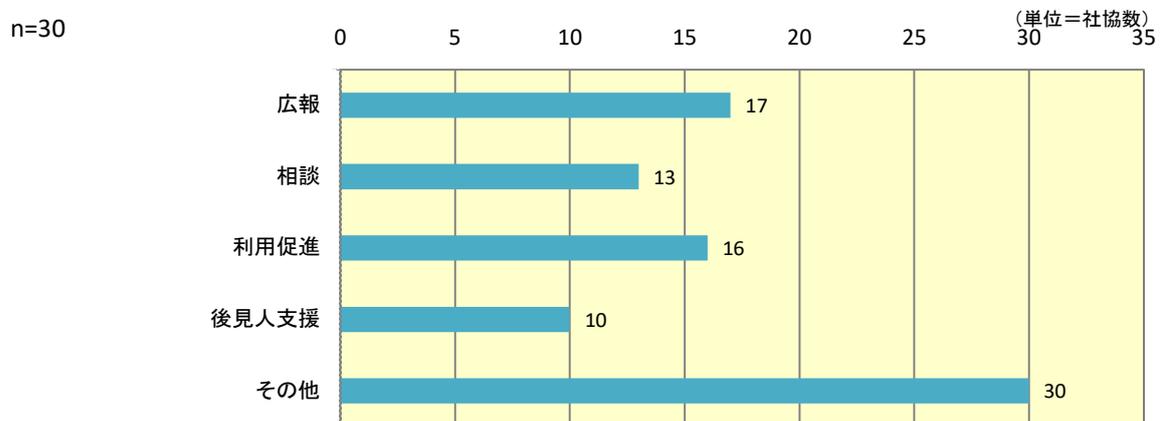
1 権利擁護センター等の設置状況

➢ 権利擁護センター等を設置しているのは20社協と、全体の67%となっている。



2 権利擁護事業に取り組んでいる社協

➢ 権利擁護事業への取組状況を事業別にみると、広報17社協、相談13社協、利用促進16社協、後見人支援10社協、その他(法人後見や日常生活自立支援事業の実施など)30社協となっている。(複数回答)



3 権利擁護事業の実施形態

(1) 広報

➢ 広報事業に取り組んでいる17社協のうち、14社協が「パンフレット等による制度・事業や相談窓口の周知」、11社協が「地域住民向けの説明会等の開催」、10社協が「地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催」に取り組んでいる。(複数回答)



【「④その他」の内容】

- ・市民向け権利擁護講座実施
- ・年1回 成年後見セミナー開催

(2) 相談

➢ 相談事業に取り組んでいる13社協のうち、13社協が「窓口で各種相談や申立手続き支援の実施」、7社協が「施設等への出張相談の実施」、5社協が「専門職による相談会の実施」に取り組んでいる。(複数回答)

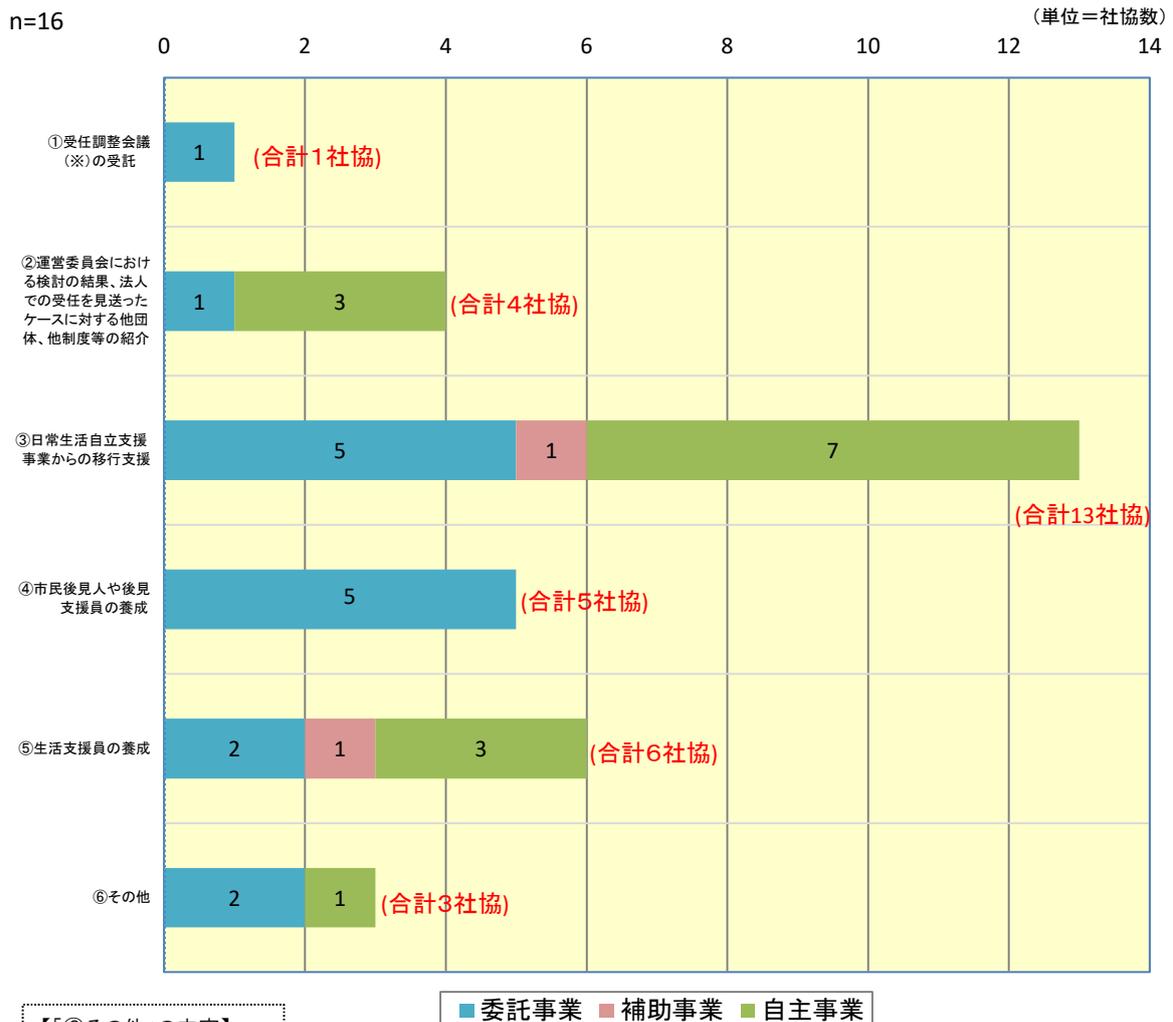


【「④その他」の内容】

・他支援機関等が主催する相談会に相談員として参加

(3) 利用促進

➢ 利用促進事業に取り組んでいる16社協のうち、1社協が「受任調整会議^(※)の受託」、4社協が「運営委員会における検討の結果、法人での受任を見送ったケースに対する他団体、他制度等の紹介」、13社協が「日常生活自立支援事業からの移行支援」、5社協が「市民後見人や後見支援員の養成」、6社協が「生活支援員の養成」に取り組んでいる。(複数回答)



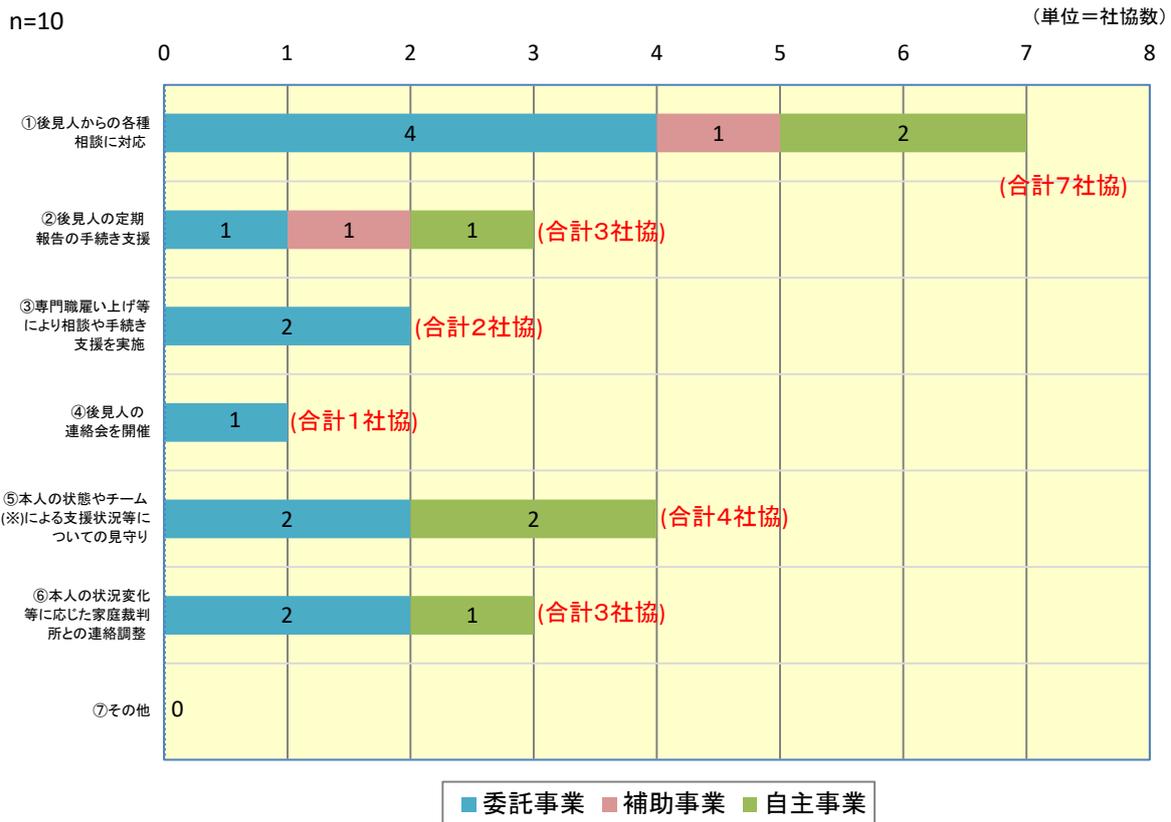
【「⑥その他」の内容】

・研修会・勉強会の開催
・法人後見の推進
・専門員研修

※「受任調整会議」とは、中核機関に設置され適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するため、申立前に開催する会議のことを指す。

(4) 後見人支援

➢ 後見人支援事業に取り組んでいる10社協のうち、7社協が「後見人からの各種相談に対応」、3社協が「後見人の定期報告の手続き支援」、2社協が「専門職雇い上げ等により相談や手続き支援を実施」、1社協が「後見人の連絡会を開催」、4社協が「本人の状態やチーム※による支援状況等についての見守り」、3社協が「本人の状況変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整」に取り組んでいる。(複数回答)



※「チーム」とは、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組みのことを指す。

(5) その他

➢ その他に取り組んでいる30社協のうち、20社協が「法人後見や後見監督人の受任」、30社協が「日常生活自立支援事業の実施」、に取り組んでおり、「調査・研究事業」に取り組んでいる社協はない。(複数回答)



【「④その他」の内容】
・法人後見立ち上げ支援

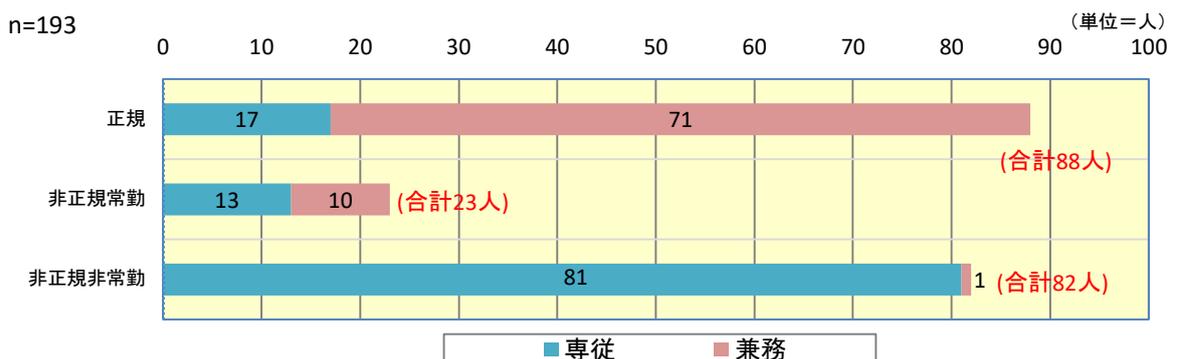
4 権利擁護事業に係る財源

➢ 県内で「委託金(日常生活自立支援事業を除く)」が投入されている社協が9社協、「補助金」が投入されている社協が4社協、「自主財源」を投入している社協が19社協となっている。

	委託金 (日常生活自立 支援事業を除く)	補助金	自主財源	委託金 (日常生活自立 支援事業)
新潟市社協	●		●	●
長岡市社協		●	●	●
上越市社協			●	●
三条市社協			●	●
柏崎市社協	●		●	●
新発田市社協	●			●
小千谷市社協			●	●
加茂市社協				●
十日町市社協			●	●
見附市社協				●
村上市社協	●		●	●
燕市社協	●		●	●
糸魚川市社協		●		●
妙高市社協		●		●
五泉市社協			●	●
佐渡市社協	●		●	●
阿賀野市社協				●
魚沼市社協	●		●	●
南魚沼市社協			●	●
胎内市社協	●			●
聖籠町社協			●	●
弥彦村社協				●
田上町社協				●
阿賀町社協			●	●
出雲崎町社協			●	●
湯沢町社協	●		●	●
津南町社協				●
刈羽村社協		●		●
関川村社協			●	●
粟島浦村社協			●	●
合計	9	4	19	30

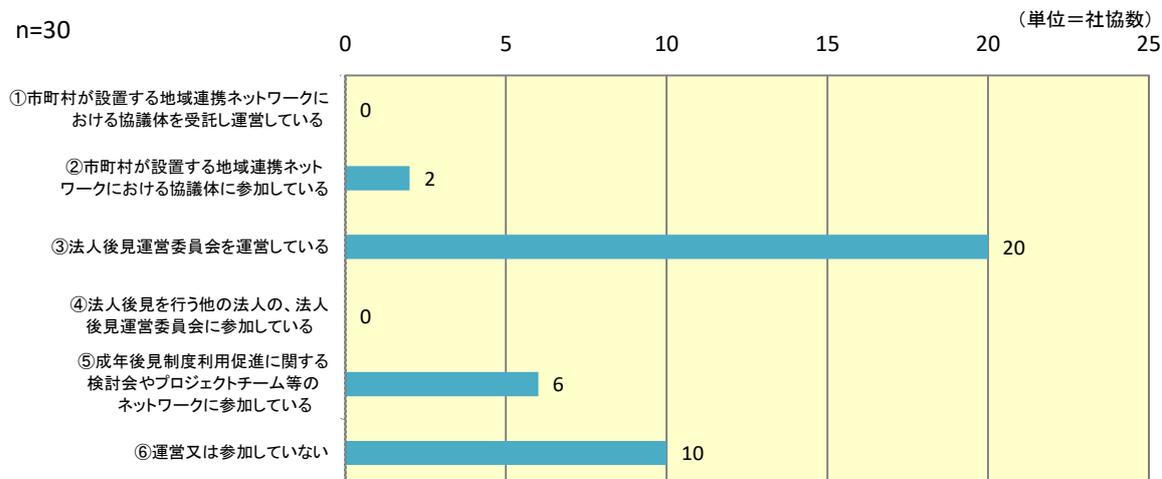
5 職員体制

➢ 県内社協で権利擁護センター等や法人後見事業に携わる職員数は193人。
 ➢ うち「正規の専従」職員は17人、「正規の兼務」職員は71人、「非正規常勤の専従」職員は13人、「非正規常勤の兼務」職員は10人、「非正規非常勤の専従」職員は81人、「非正規非常勤の兼務」職員は1人となっている。



6 地域連携ネットワーク

- 県内で地域連携ネットワークにおける協議体等を運営又は参加しているのは20社協。うち2社協が「市町村が設置する地域連携ネットワークにおける協議体に参加している」、20社協が「法人後見運営委員会を運営している」、6社協が「成年後見制度利用促進に関する検討会やプロジェクトチーム等のネットワークに参加している」となっている。(複数回答)
- 「市町村が設置する地域連携ネットワークにおける協議体を受託し運営している」「法人後見を行う他の法人の、法人後見運営委員会に参加している」社協はない。



7 受任調整会議の検討要件、実施頻度、構成員(対象=1社協)

検討要件	実施頻度	構成員
市町村長申立てに限定していない(本人や親族等による申立も対象としている)	定期的実施している	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員 弁護士 司法書士 社会福祉士

8 法人後見事業における受任状況(対象=20社協)

(1)受任件数について

- 県内で法人後見事業を実施している20社協で、これまでに合計332件を受任している。
- うち98件は既に終了しており、現在の受任件数は合計234件となっている。



(2)受任件数の推移について

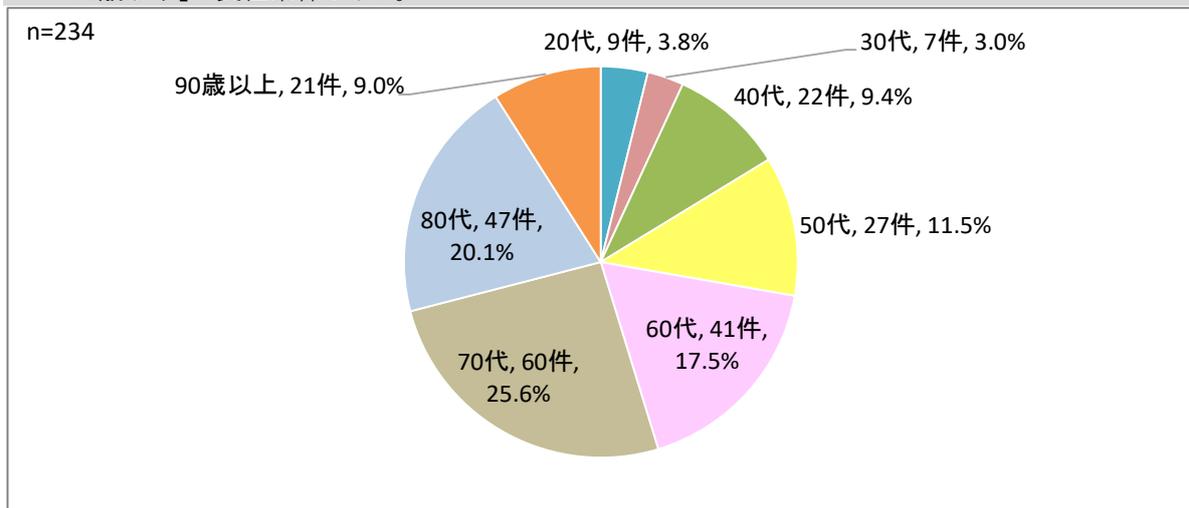
➤ 令和3年5月1日時点において、20社協で合計234件(前年207件)を受任しており、前年同期比で27件増加している。

	H26.5.1 現在	H27.5.1 現在	H28.5.1 現在	H29.5.1 現在	H30.5.1 現在	R1.5.1 現在	R2.5.1 現在	R3.5.1 現在
新潟市社協	7	14	21	30	38	48	57	56
長岡市社協					1	4	14	17
上越市社協	17	17	18	17	19	19	22	24
三条市社協							2	7
柏崎市社協	7	7	10	18	20	22	23	25
新発田市社協					2	8	10	10
小千谷市社協								1
十日町市社協					3	4	6	7
村上市社協						5	9	9
燕市社協	7	9	13	15	16	15	14	14
糸魚川市社協								
妙高市社協								
五泉市社協						1	2	3
佐渡市社協	13	13	16	18	18	19	21	24
魚沼市社協			2	5	7	10	11	15
南魚沼市社協							1	3
聖籠町社協						2	2	4
阿賀町社協			2	3	6	8	7	8
湯沢町社協					1	2	2	3
刈羽村社協				3	2	3	4	4
合計	51	60	82	109	133	170	207	234

◀ 以下、現在受任中の「234件」の状況について ▶

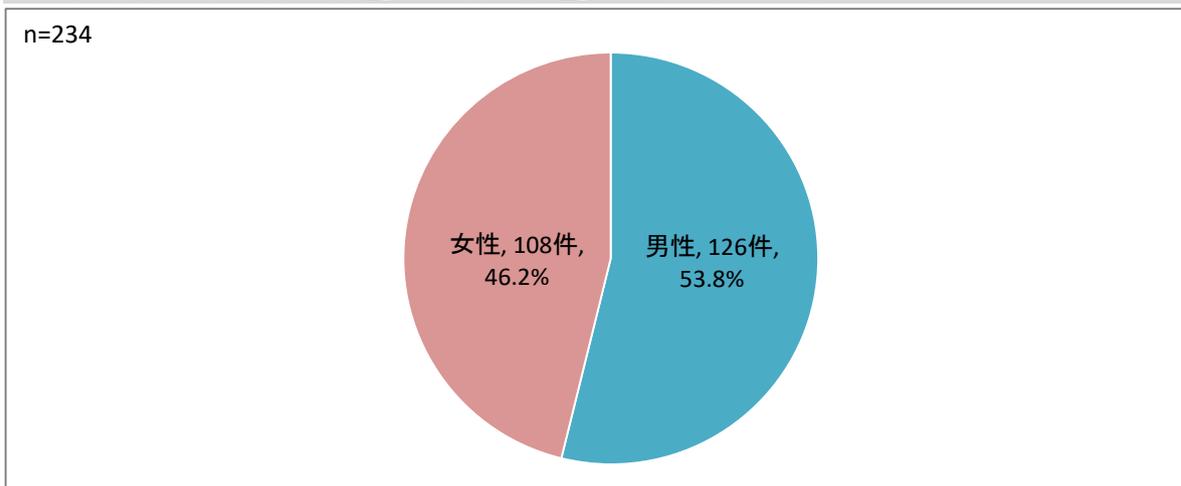
(3)年齢について

➤ 受任件数234件のうち、「70代」が60件と一番多く、次いで「80代」が47件、「60代」が41件と続いている。
➤ 「19歳以下」の受任案件はない。



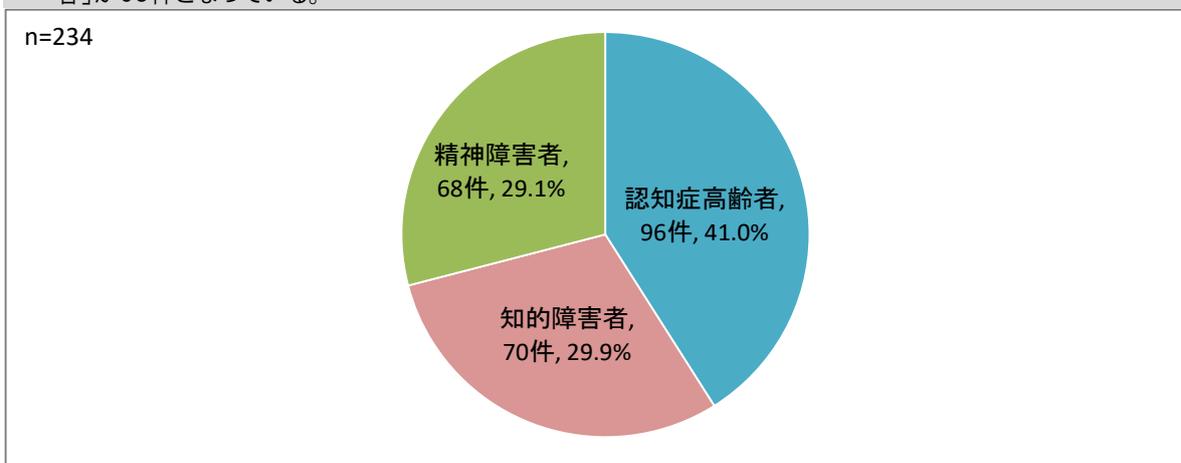
(4)性別について

➢ 受任件数234件のうち、「男性」が126件、「女性」が108件となっている。



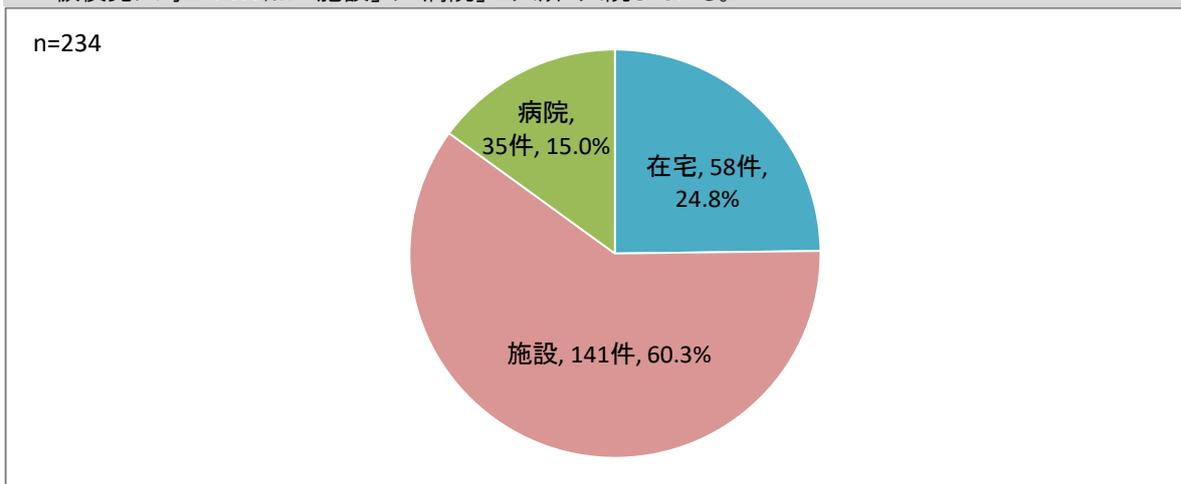
(5)障害等区分について

➢ 受任件数234件のうち、「認知症高齢者」が96件と一番多く、次いで「知的障害者」が70件、「精神障害者」が68件となっている。



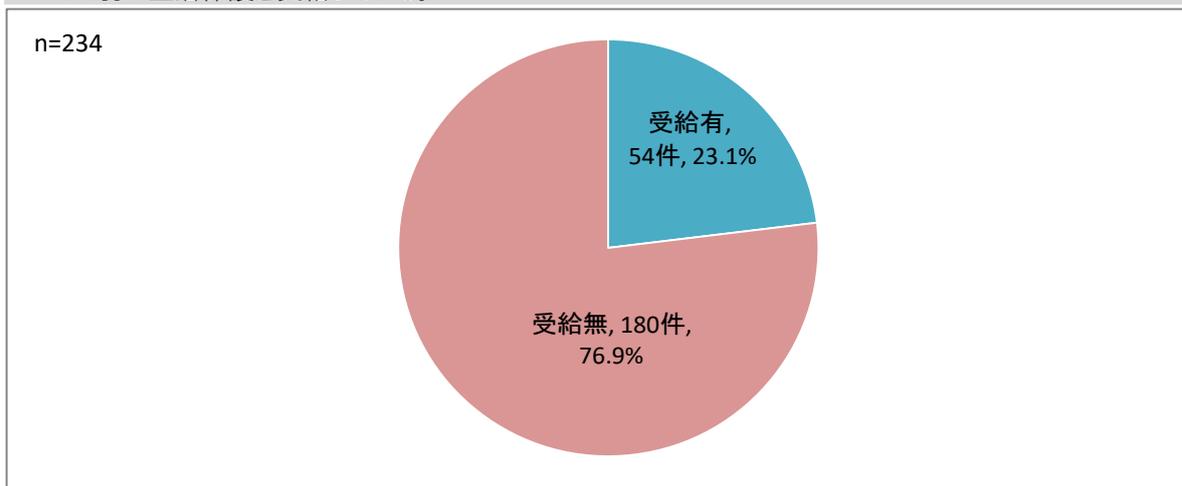
(6)居所について

➢ 受任件数234件のうち、「施設」が141件と一番多く、次いで「在宅」が58件、「病院」が35件となっており、被後見人等の75.3%が「施設」や「病院」に入所・入院している。



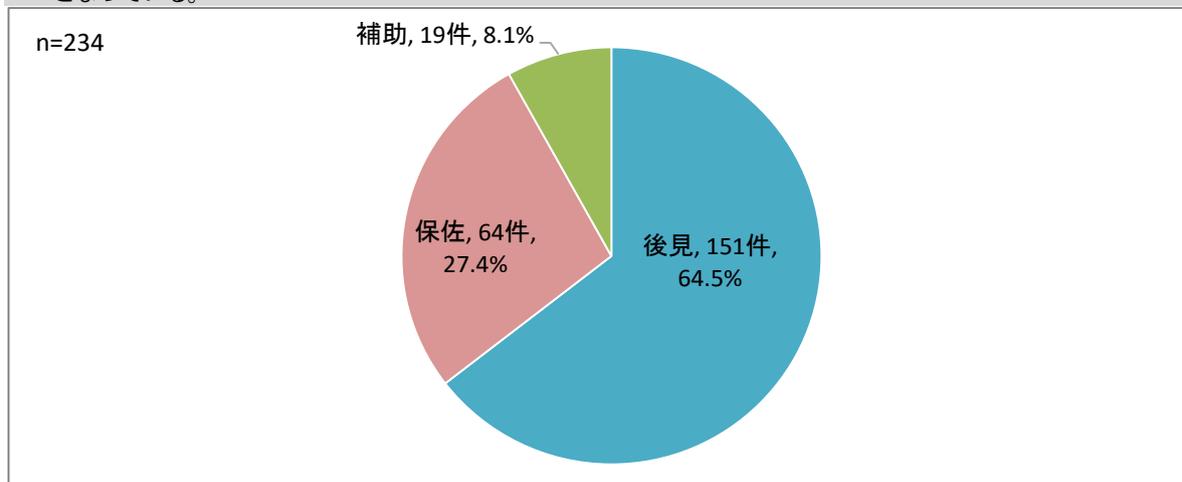
(7)生活保護の受給状況について

➤ 受任件数234件のうち、生活保護の「受給有」が54件、「受給無」が180件となっており、被後見人等の4分の1弱が生活保護を受給している。



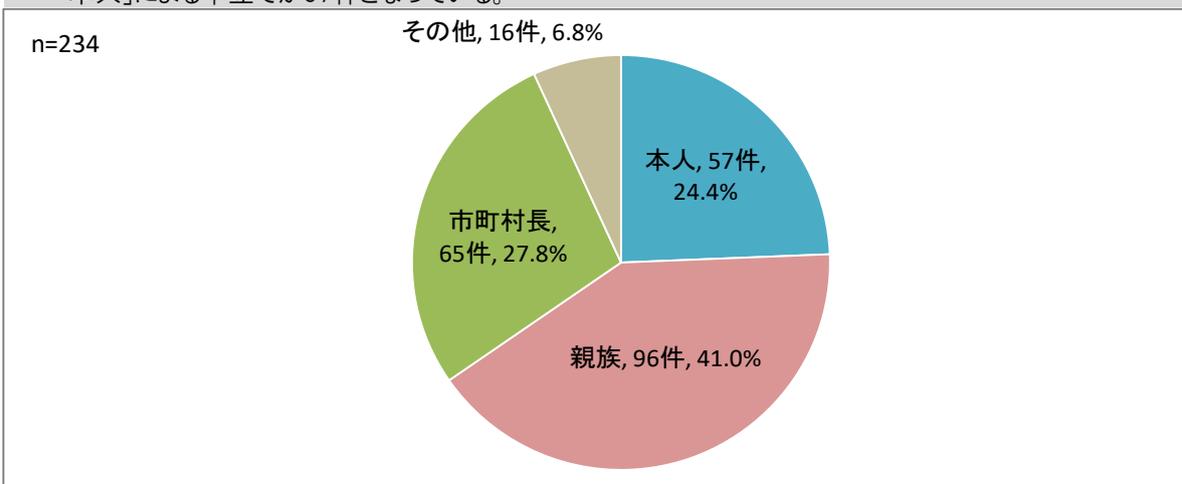
(8)類型について

➤ 受任件数234件のうち、「後見」類型が151件と一番多く、次いで「保佐」類型が64件、「補助」類型が19件となっている。



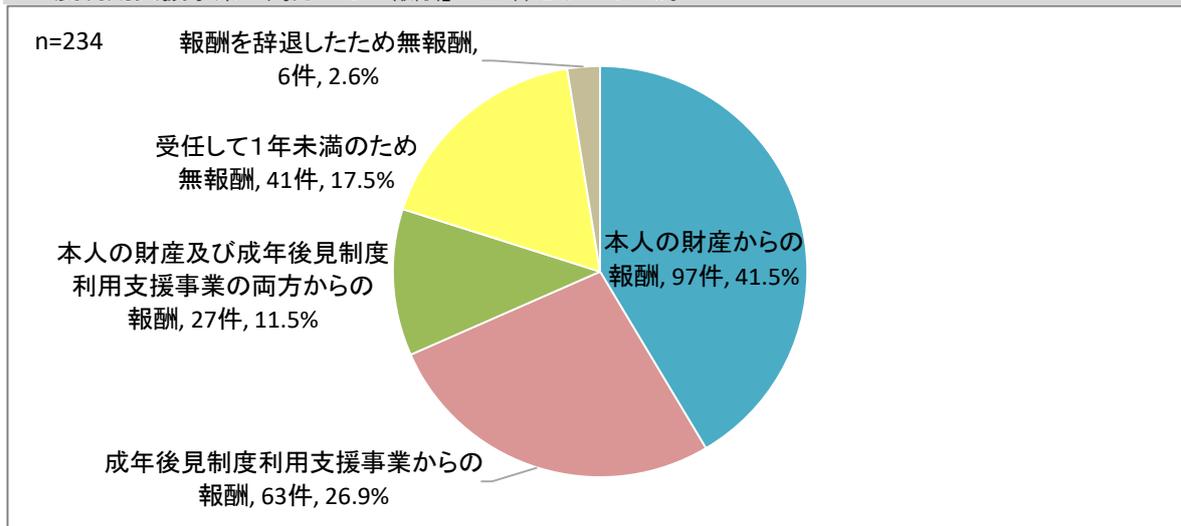
(9)申立人について

➤ 受任件数234件のうち、「親族」による申立てが96件と一番多く、次いで「市町村長」による申立てが65件、「本人」による申立てが57件となっている。



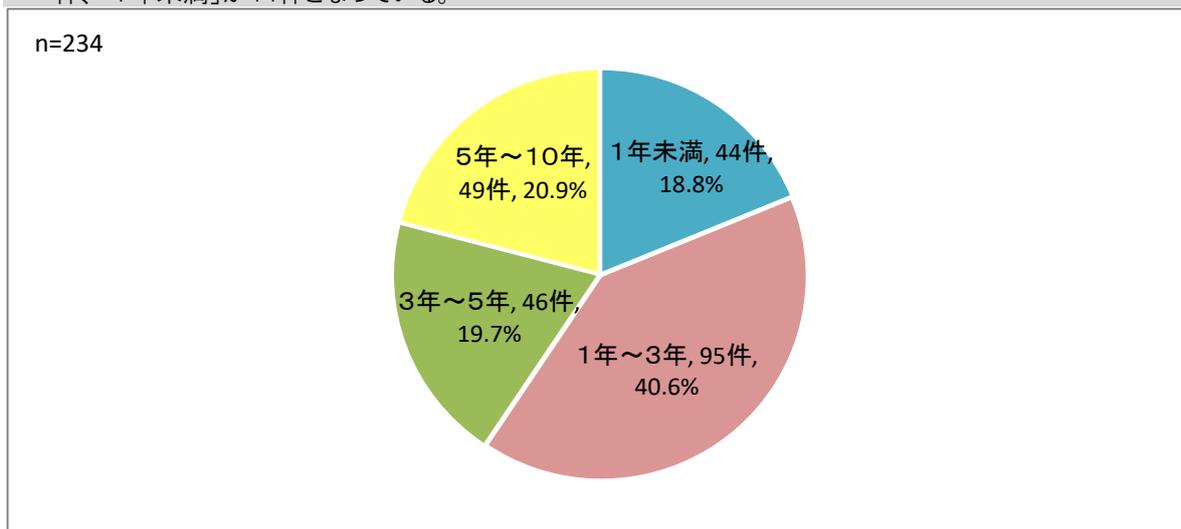
(10) 後見等報酬について

> 受任件数234件のうち、「受任して1年未満のため無報酬」(41件)を除くと、「本人の財産からの報酬」が97件と一番多く、次いで、「成年後見制度利用支援事業からの報酬」が63件、「本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬」が27件となっている。



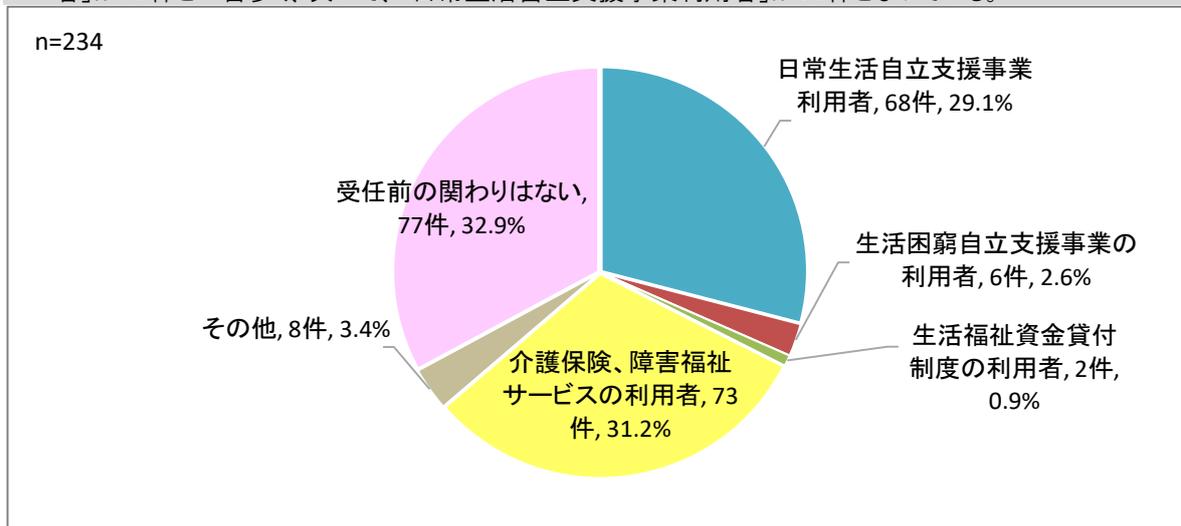
(11) 受任期間について

> 受任件数234件のうち、「1年～3年」が95件と一番多く、次いで「5年～10年」が49件、「3年～5年」が46件、「1年未満」が44件となっている。



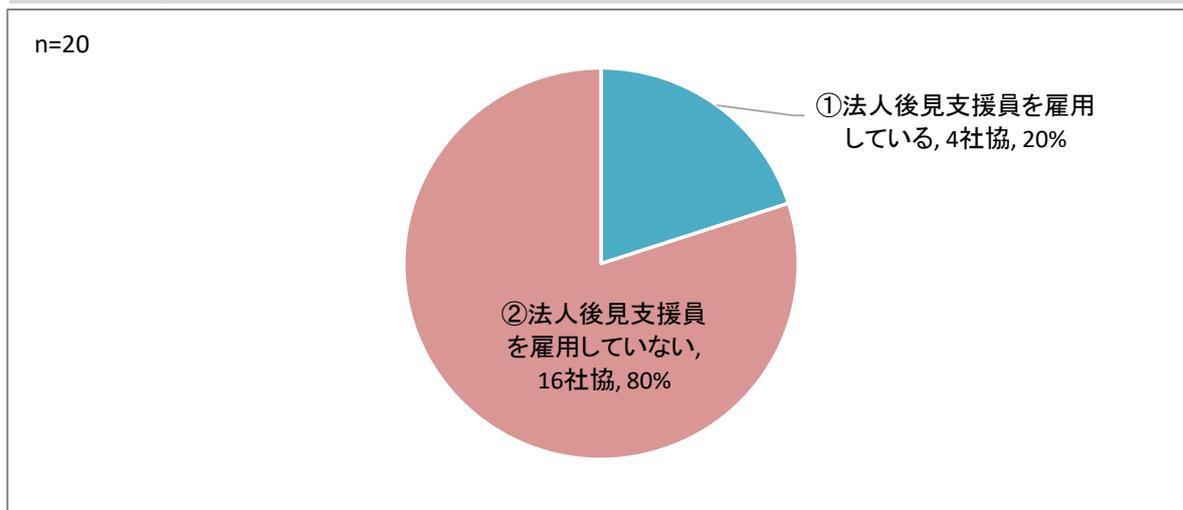
(12) 受任前の関わりについて

> 受任件数234件のうち、「受任前の関わりはない」(77件)を除くと、「介護保険、障害福祉サービスの利用者」が73件と一番多く、次いで、「日常生活自立支援事業利用者」が68件となっている。



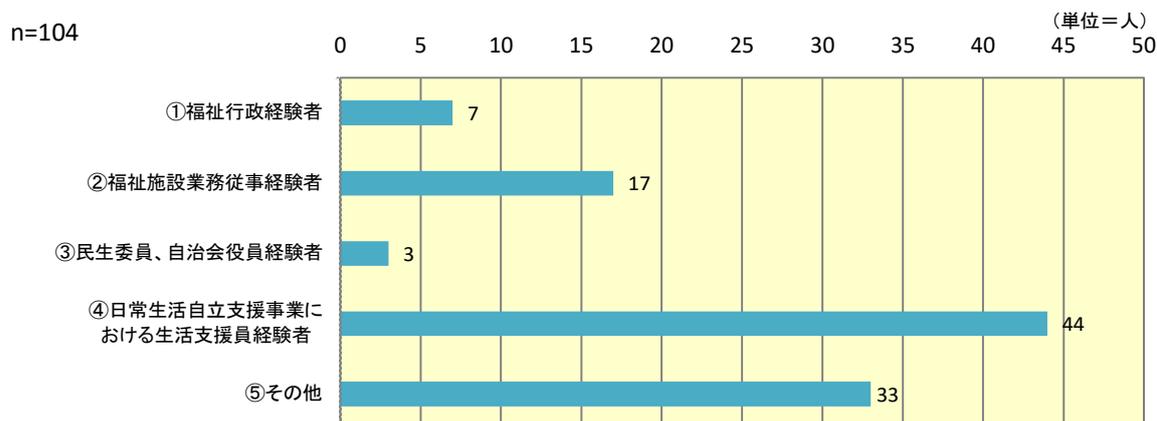
9 法人後見支援員の活動(対象=20社協)

➤ 法人後見事業を実施している20社協のうち、法人後見支援員を雇用しているのは4社協と、全体の20%となっている。



10 現に法人後見支援員として活動している人数(対象=4社協)

➤ 現在、県内で法人後見支援員として活動している人は104人。主な経歴別にみると、「福祉行政経験者」が7人、「福祉施設業務従事経験者」が17人、「民生委員、自治会役員経験者」が3人、「日常生活自立支援事業における生活支援員経験者」が44人となっている。

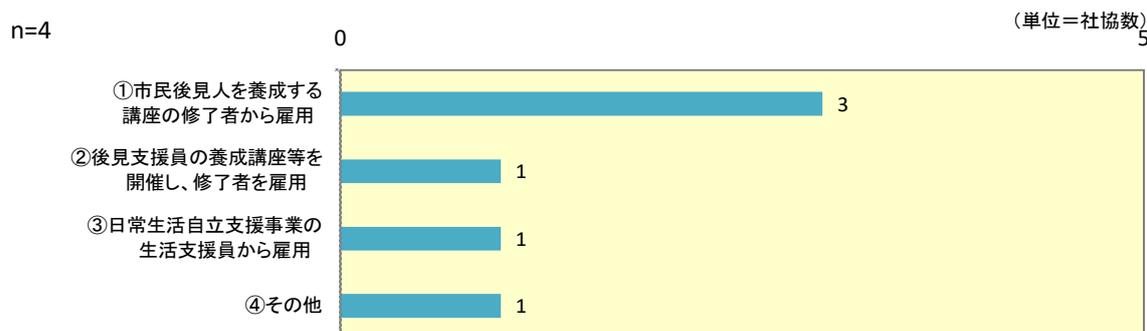


【「⑤その他」の内容】

- ・民間企業経験者
- ・銀行員
- ・警察官
- ・自営業

11 法人後見支援員の養成方法(対象=4社協)

➤ 法人後見支援員を雇用している4社協のうち、「市民後見人を養成する講座の修了者から雇用」が3社協と一番多く、次いで、「後見支援員の養成講座等を開催し、修了者を雇用」が1社協、「日常生活自立支援事業の生活支援員から雇用」が1社協となっている。(複数回答)

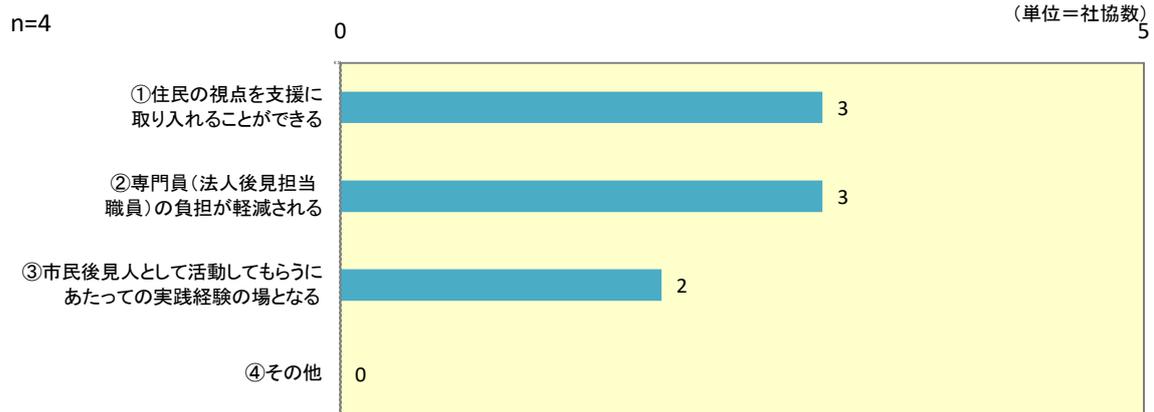


【「④その他」の内容】

- ・内部研修の修了者から雇用している

12 法人後見支援員による支援を行うメリット(対象=4社協)

➤ 法人後見支援員を雇用している4社協のうち、「住民の視点を支援に取り入れることができる」「専門員(法人後見担当職員)の負担が軽減される」が3社協ずつ、「市民後見人として活動してもらうにあたっての実践経験の場となる」が2社協となっている。(複数回答)

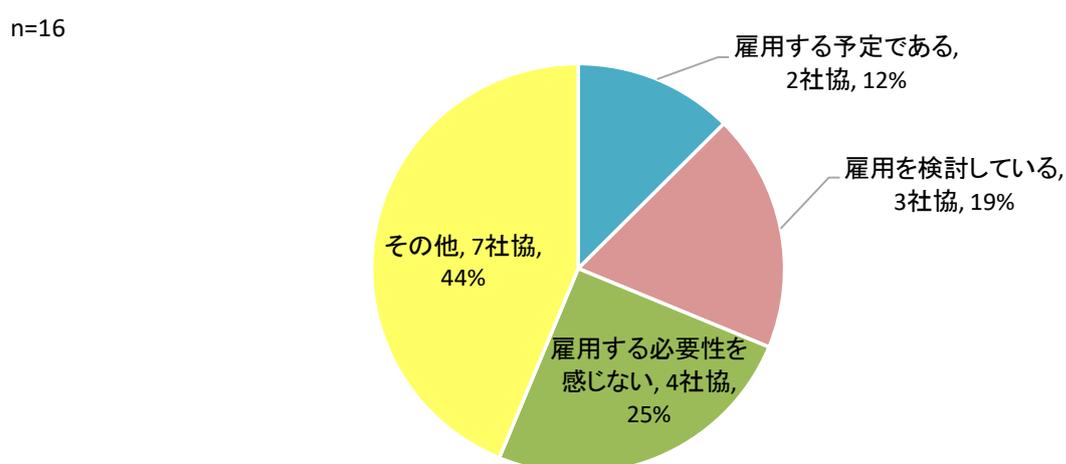


13 法人後見支援員による支援に係る課題(対象=4社協)

- 支援員が増えれば増えるほど、事務管理が複雑になる。
- 支援員のスキルがそれぞれ異なるので、統一化がなかなか難しい。
- 支援員不足。
- 後見補助員(後見支援員)は日常生活自立支援事業の生活支援員の経験を持つ人としているためその確保、養成が課題。
- 落ち着いたケースを担当してもらうため、支援のモチベーションの維持が課題。
- 法人後見支援員の高齢化。
- 専門員(職員)のサポートが必要なので法人後見支援員が増えると職員の負担も増加する。
- 法人後見支援員としての親しみや身近さがある反面、提供する支援の質にばらつきがある。
- 当センターでの支援員の役割として、状態の安定している被後見人に対し定期的な訪問を行い、身体の様子を含め生活状況を確認してもらっています。顔を覚えてもらい、被後見人等の方々も訪問を楽しみにしていましたが、現在コロナ禍で施設等への訪問ができない状況が続いています。後見支援員のモチベーションの低下が心配されることから、課題と考えています。

14 法人後見支援員の雇用に係る今後の意向(対象=16社協)

➤ 法人後見支援員を雇用していない16社協のうち、「雇用する必要性を感じない」が4社協と一番多く、次いで、「雇用を検討している」が3社協、「雇用する予定である」が2社協となっている。

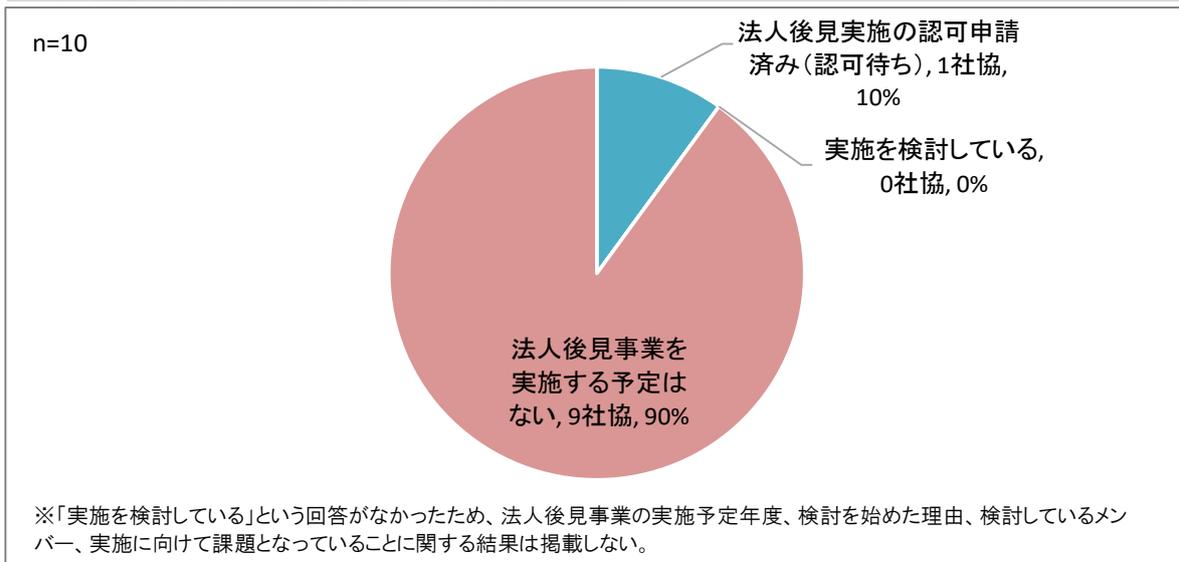


【「⑤その他」の内容】

- ・今後検討する。
- ・現状では必要性は薄いと考えるが、今後必要性が生じた際に検討。
- ・受任を開始したばかりであり、必要性の判断は現時点ではできない。
- ・法人後見支援員の養成が困難なため考えていない。
- ・雇用の予定なし。
- ・予定がなく検討がされていない。
- ・雇用に関して検討に至っていない。

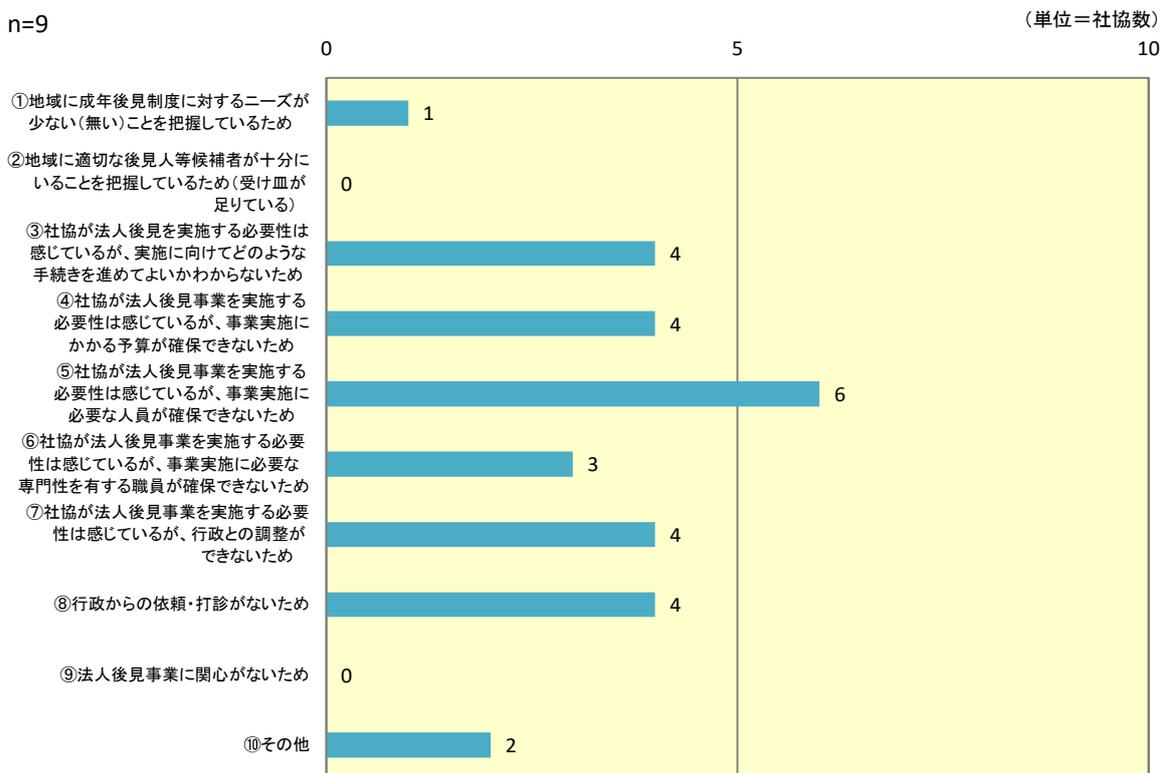
15 法人後見事業の実施に向けての検討について(対象=10社協)

➤ 法人後見事業を実施していない10社協のうち、1社協が「法人後見実施の認可申請済み」、9社協が「法人後見事業を実施する予定はない」と回答している。



16 法人後見事業を実施しない理由(対象=9社協)

➤ 法人後見事業を実施する予定はない9社協のうち、6社協が「社協が法人後見事業を実施する必要性を感じているが、事業実施に必要な人員が確保できないため」、4社協が「社協が法人後見事業を実施する必要性を感じているが、実施に向けてどのような手続きを進めてよいかわからないため」「社協が法人後見事業を実施する必要性を感じているが、事業実施にかかる予算が確保できないため」「社協が法人後見事業を実施する必要性を感じているが、行政との調整ができないため」「行政からの依頼・打診がないため」と回答している。(複数回答)

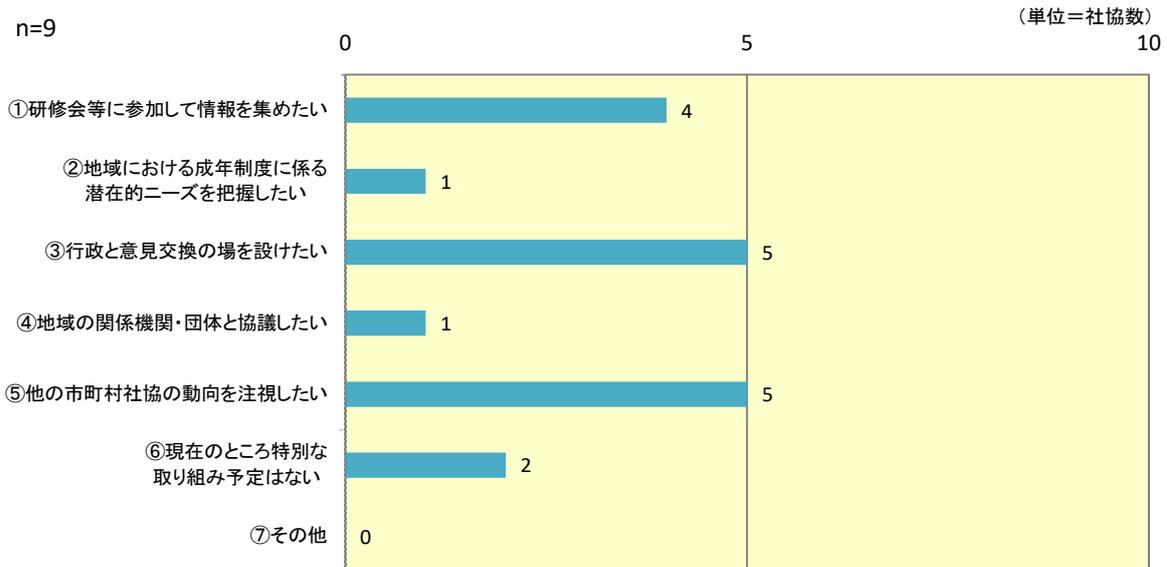


【「⑩その他」の内容】

- ・市内に法人後見事業を実施している他法人がすでにあるため。
- ・法人後見事業実施に必要な専門性を有する職員が不足、及び体制が整っていないため。

17 法人後見事業に係る当面の取組方針(対象=9社協)

- 法人後見事業を実施する予定はない9社協のうち、「行政と意見交換の場を設けたい」「他の市町村社協の動向を注視したい」が5社協ずつ、「研修会等に参加して情報を集めたい」が4社協となっている。(複数回答)
- また、「現在のところ特別な取組み予定はない」と回答した社協は2社協あった。



18 事業推進上の課題や問題点(対象=30社協)

- 後見人、保佐人の郵便物転送手続きを行う際、転送先を後見センターで登録したいが、生活実態がないところへの転送はできないと郵便局から却下されるので不都合がある。
- 市民後見人の個人受任に向けて家裁、行政、社協と協議を続けているがなかなか折合いが見つからない。
- 申立支援は書類をどう整えるかということではなく、本人が抱える課題を見極め、その課題解決のために制度利用が必要なのかしっかりと検討するための仕組みや支援、関係者のスキルアップが必要だと思います。
- 異動があるためプロフェッショナルが育ちにくい。
- 受けた相談に対し、社協だけで解決できない場合、他の専門職に相談する場が少ない。
- 本人や親族からの相談件数が総数と比較すると少ない。
- 制度が必要と思われる方々のケアマネジャーや相談支援専門員の制度理解が不足しているという課題を、協会として認識はしているものの、啓発をうまく進めることができていない。
- 法人後見事業運営委員会の委員が多忙にて、会がすぐに開けず家庭裁判所への返答までに時間を要してしまっている。
- 人員不足や予算の関係上、本事業に取り組むことができていない。
- 市が中核機関の設置に向けて取り組んでいること、市内NPO法人が積極的に活動していることなど、成年後見制度の利用推進の動きがあるので、社協としては法人後見事業を継続しながら、積極的に他機関との連携を図っていきたい。
- 権利擁護センター等の機能の必要性(特に相談窓口の明確化)を強く感じているが、予算や専門知識を持った専従職員の確保が難しい。
- 成年後見制度の利用促進に合わせ、日常生活自立支援事業の利用者も増えることが見込まれる。現在の業務量でも職員体制が不足しているにも関わらず、更に業務量が増えることで職員が疲弊することが容易に想像できる。
- 自主財源の少ない社協では、経費負担が厳しい。
- 施設入所の身元保証人になってほしいと相談が寄せられるが、実際は保証人になることができないと説明する機会が増えている。
- 市民後見人の活動者数の増加に伴い、随時相談の増加及び支援内容の複雑化により、現状の職員体制では活動支援にかかる負担が大きくなってきていることが課題と考えます。
- 中核機関の機能でもあることから、今後、親族後見人支援について取り組んでいかなければならないと考えています。
- 令和3年度に他法人が法人後見の受任を開始しました。しかしながら申立数に対し、受任者が足りない状況は改善されていません。今後も他法人から受任をして頂けるように取り組んでいかなければならないと考えています。
- 現在、権利擁護事業の部門があり、専従職員がいる体制ではないため、受任件数を増やしていくことが困難。組織内部で係の業務分担についても今後検討を要する。

